

令和6年

# 厚生委員会会議録

とき 令和6年9月24日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年9月24日(火) 午前10時00分～午後2時22分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 石田秀男
	委員 渡辺ゆういち	委員 若林ひろき
	委員 ひがしゆき	委員 鈴木ひろ子
	委員 筒井ようすけ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野福祉計画課長	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	檜村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	若生健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長
	池田国保医療年金課長	吉岡政策推進担当課長

○午前10時00分開会

○松永委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、審査に際し、政策推進担当課長にもご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、福祉計画課長、高齢者福祉課長については、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

最後に、机上に配付しております令和6年陳情第36号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

なお、本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

あわせて、本日写真撮影の許可の申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○石田（秀）副委員長

では、前例どおりでお願いします。

○若林委員

前例どおりでお願いします。

○ひがし委員

前例どおりでお願いします。

○鈴木委員

いつでも写真を撮っていただいて結構です。

○筒井委員

前例どおりでお願いします。

○やなぎさわ委員

いつでも構いません。

○松永委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いましたが、前例どおりということになりますので、申請をされた方は自席から撮影のほうよろしくをお願いいたします。

[写真撮影]

---

2 請願・陳情審査

(1) 令和6年陳情第39号 全庁的に区有地の活用を検討する、障害者施設整備計画を策定し、計画的に整備を進めるよう、区に求める陳情

○松永委員長

それでは、先ほど申し上げましたように、予定表の順番を変更しまして、初めに予定表2の請願・陳

情審査を行います。

初めに、(2)令和6年陳情第39号、全庁的に区有地の活用を検討する、障害者施設整備計画を策定し、計画的に整備を進めるよう、区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でございますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

#### ○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

私からは、全庁的に区有地の活用を検討する、障害者施設整備計画を策定し、計画的に整備を進めるよう、区に求める陳情について、現状をご説明いたします。

まず、施設整備の計画についてですが、区では、本年4月に策定した第7期障害福祉計画におきまして、今後の施設整備の予定を明らかにしておきまして、開設予定順に、大原児童発達支援センター、小山七丁目グループホーム、戸越四丁目グループホーム、小山台住宅等障害者施設など、様々な種別の施設の整備を進めております。また、同計画におきまして、向こう3年間のサービス見込み量と、その確保の方策についても記載しております。グループホーム等につきましても、条件に合う土地確保等の課題はございますが、民間事業者の誘致も含めて、サービス量確保に取り組んでいるところでございます。

また、品川区公共施設等総合計画におきましても、障害者福祉施設について、現状と課題、施設の在り方や整備方針等が示されており、施設ごとに建築年や建て替え時期の目安等につきましても、それぞれ記載しているところでございます。

なお、民有地等の活用につきましては、所有者のご意向等にもよりますが、所管課に情報が入れば対応いたしますし、企画課などと必要な情報の共有は随時しております。

また、障害者施策推進課からも区内施設の整備の現状の報告は随時しておりまして、ニーズの共有等図っております。区全体の施設等のニーズの中で、既存施設の維持管理、改修等も含めた施設整備について、全庁的な連携も図りながら、計画的に整備を進めております。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○ひがし委員

ご説明ありがとうございました。先ほど障害者計画、この福祉計画のお話あったと思うのですが、今おっしゃっていた施設整備のことについて、具体的に何ページに書いてあるのか分かれば教えていただきたいと思うことが1点と、今のお話だと、この中に具体的な整備の計画が組み込まれていますということだったと思うのですが、今事例で出ている大田区、世田谷区は、何か抜き出して障害者福祉施設整備基本計画のようなものを別途つくっているような形で見えるのですが、これを品川区がつくっていない理由というところも分かれば教えてください。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、障害福祉計画の中で今後の施設の整備の予定を表しているというところにつきましては、107ページのところに、地域で暮らす障害児者の生活を支える施設等の整備ということで、施設整備の名称や事業内容、開設時期をお示ししているところでございます。

それから他区の状況でございますが、世田谷区の基本計画につきましては、こちらが本区の障害福祉計画と同様に、サービスの必要量や見込み量を算出しまして、補助制度や人材確保といったソフト面を含めた支援の進め方を示していたりするもので、本区の障害福祉計画と、施設部分についての同様の中身となっております。

また、大田区のものにつきましても、個別の施設の具体的な設計の整備のスケジュールや、敷地等の設備面の計画を示しているものでございますので、私どもにつきましても、施設整備の予定されるものにつきましては、その施設の開設のスケジュール、それから計画等について表しておりますので、それもまとめて施設整備計画ということで、個別に表しているものではないというような状況でございます。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。大田区、世田谷区の情報がかっていたので確認をさせていただいたのですが、結構具体的にいつどうするというようなところが書かれているものが、この施設整備計画のかなと他区の情報から思いました。品川区のところの107ページを見てみると、施設の名称と業務内容と、あと書いてあるものは開設の時期（予定）というようなところなので、内容が少し違うところもあるのかなというような印象を受けていますが、その点、区としてはどのように認識されているのでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

今ご指摘いただきました障害福祉計画におきましては、概要という形で、今おっしゃっていただいた内容に限定して記載しておりますが、個別の施設につきましては具体的な計画等は、個別に、こちらの計画ではなくお示ししているものがございます。既に事業者の公募等も行っている部分も含めて、それから住民説明会等も通じまして、詳細なスケジュールや施設の概要等もお示ししているところではございますので、こちらには載せてございませんが、施設の個別の計画としましては定めているというような状況でございます。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。ということは、ここに書いてあるものはあくまで概要で、ほかに個別具体的な施設の整備の計画を示すものがあるということだと思っておりますけれども、それは一般的に公表されて、何か基本計画のような感じで出されているものなののでしょうか。もし分かれば、名称も教えていただければ後ほど見てみたいと思うのですが、教えていただけますと助かります。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

今申し上げましたように、個別の、例えば大原児童発達支援センターにおきましては、そちらの整備の予定ということでお示ししてございますので、そちらについてのまとめた、このような形での施設整備基本計画という形の名称でお示ししているものではございません。

〔「発生主義だから、計画とはまた違う」と呼ぶ者あり〕

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。今のお話だと、何かこう具体的に決まったら、では工事はこうしますというようなところは示されているというような形なのかなと思ったのですが、恐らくこの陳情者が書かれていることは、そこの前も踏まえて、いつどのぐらいの時期に工事をするから、ではその前に施設の用地取得も含めて計画を立ててくださいと出されているような形だと思っておりますので、多分おっしゃっていただいているところは少し違うのかなという印象を受けました。

また、大田区や世田谷区のような、この計画を立てるなどとなったときに、多分職員の人員の負担な

どもかかるのかなと思うのですけれども、現状福祉部、少し人が足りないのではないかというようなことを一般質問等でも言われていましたが、これつくるとなったときにどのぐらい負担がかかるのかとか、人員を確保できるのかということ、もし分かれば教えていただければと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

今お示ししている部分につきましては、新規の区の整備案件というようなところでございますので、先ほど、最初のご説明の際にも申し上げたようなところで、土地確保等の課題もございますので、現時点で整備予定が決まっているものを明らかにしておりますが、今後についてというところになりますと、先ほど申し上げました障害福祉計画で、サービス量の確保に向けて民間事業者等の誘致を進めていくというようなところでございますので、ここにこういった施設を建設しますというようなところにつきましては、現時点のところでは、新規施設の整備をする予定についてはないというところでございます。というところでございますと、決まっているものにつきまして、繰り返しになりますが、計画のほうでお示ししているというような内容でございます。

それから職員体制につきましても、こちらのところ、現時点では決まっている計画、新規の施設の整備に関しましては、それに対応した職員体制を備えておりますので、その体制のほうで計画的に迅速に整備を進めているというような状況でございます。

#### ○松永委員長

いいですか。

#### ○鈴木委員

続きなのですが、世田谷区の、この障害者施設整備等に係る基本方針というものをを見せていただきましたけれども、私も常々、どのように区が考えてどのように進めようとしているのかということが、なかなか質問しても出てこないというところがあったので、この世田谷区のものを見て、ああなるほど、このようにすることが必要なのだなと思った次第なのですが、品川区のところでは、先ほど107ページに、今後どのような施設をどう整備していくかということが書かれているということなのですが、これは方向が決まって具体化をするというところでの、地域にも説明会がされていますし、いつまでにどうしますよというようなことが出されているということは確かに出ているのです。だけれども、この見込み量というものを、計画の中に品川区は見込み量というものは出しているのですけれども、世田谷区との違いは、世田谷区は見込み量を出した上に、区としての所要量というものをを出しているのです。所要量。所要量というものは、見込み量に対して、では区がどれだけいつまでに、整備をどのような形でしていくのかという計画を出しているということなのです。

例えば、私も今回一般質問の中で、グループホームが区としてどれぐらい建設をすることが必要なかというようなことで質問したのですが、そのときには見込み量しか出てこないのです。見込み量。見込み量に対して、では現在どれだけ整備されていて、民間のところを除いた形で品川区が、例えばグループホームをどれだけ整備しなければならないのか、それをどのような形で整備していくのかということは全く見えていないのです。品川区。そのようなことなので、もう本当にグループホームの、何というのですか、要望というものはすごく出されているにもかかわらず、では品川区でその要望にどう応えていくのかという計画というものが出されていないということなのです。

例えば世田谷区では、品川区でもそうなのですが、結構民間のところ、精神の、割と軽めの人が入るようなグループホームというものはどんどんできてきているということがあるのです。だけれども、中度、重度、それから医療的ケアの必要な、そのような方のグループホームというものは、やはり

区が関わってつくらなければ、需要に応えることはできないということで、この世田谷区では、例えば中軽度障害者対象のグループホーム、知的も含めて、そのようなところは200人分程度を整備していきましょう、そして重度障害者対象のグループホームの整備というものは、A、Bというように分かれていますので、Aというものが重度障害で日中支援の必要でない、日中はどこかに通う方のグループホームは幾つ作りましょう、それから日中支援まで含めた形でのグループホームという、そのようなB型のところは幾つ作りましょう、トータルでA型が230人とB型が70人の、合計300人分を10年の間につくっていきましょう、そしてそのために具体的にこうしますよという、そのような計画まで立てられているということが、世田谷区の基本方針の中身なのです。私はこのような計画を立てないと、必要な量を需要に見合った形で品川区が責任を持ってそれに応えていくということではないかと思っておりますので、品川区としての所要量、施設ごとに出して、そして、それをどのような形でいつまでにつくっていくのかという計画をつくる必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

ただいまお話しいただきましたところにつきましては、所要量というところではございますが、品川区のほうも、こちらも繰り返しになりますけれども、障害福祉計画において見込み量、こちら必要量というようなところになってくるかと思っております。また、区内での現在の整備状況、区整備案件以外にも、民間事業者が整備した施設につきましても、対象の種別や、先ほどおっしゃっていただきました施設の種別等についても、当然こちらのほうで、整備費用につきましては把握しているところでございます。そういった部分につきましては、現時点では、区の整備案件というようなところにつきましては、戸越四丁目以降の部分については、現状お示しできていない部分はございますが、こちら繰り返しになりますけれども、施設を整備できる場所等も含めて確保が必要になりますので、検討してまいるといようなところで申しあげました種別と、それから施設の類型、介護支援型や日中サービス支援型、そういったところの必要性も含めて、現状を踏まえて進めているところでございます。

それから、グループホームにつきましては、計画で令和3年度から令和8年度に向けて100名の定員確保というようなところがございますので、ここにつきましては区の整備案件、それから補助金等を含めまして、民間事業者の誘致も含めて、現在取り組んでいるところでございます。

#### ○鈴木委員

見込み量というものはどこでも出しているのです。世田谷区でも、もちろん見込み量というものは出しているのです。それはもう本当に、民間なども自由に建てられる、そのようなことも含めての見込み量というようなところが出てきていますので、そうではなくて、区として責任を持って、やはりこれは必要なのではないかということで所要量という形で具体的に示して、それをどう民間の土地の、何というのですか、誘致なども含めて、そのようなことで確保していくかという計画が必要だという、必要ではないかと。そうでないと、やはり障害者の皆さんの要望に応えることができないと思うので、私はぜひこの世田谷区の基本方針のような形で、区としても、区としてこれをこう整備していくという所要量を具体的に示して、実現の方向を出していただきたいと思っております。

あと、大田区のほうは大田区のほうで、区立の障害者福祉施設整備計画というものをつくって、5つの施設について、基本計画、基本設計、実施設計、建築工事について、12年間にわたるスケジュールというものを明らかにしているのですが、品川区としても、先ほどの107ページの、もう決まったことに対してはそのようなものが明らかにされていますが、今回の心身障害者福祉会館について

というものは、もう本当に長いスパンで見ないとなかなか具体化されていかないと思うので、このような、何というのですか、長いスパンでの大田区のような計画というものはまだまだできない状況なのか、心身障害者福祉会館についてどのような状況なのか、また、そのようなものができる見通しというものがいつ頃つくのか、その点についてもお聞かせいただけたらと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、グループホーム等の整備でございますが、先ほど申し上げたところではございますけれども、区としましては、現状の整備状況についてはきちんと把握しているところでございますので、現在民間事業者向けに開設セミナーや、開設を考えている不動産オーナーの方向けの個別相談会等も実施している状況でございます。そういったところでは、現在の状況、それから必要な施設等の部分については、個別のご相談にはお答えしているところでございます。今後の計画につきましては、そういった部分については、今後の整備について所要量を出していくところ、引き続き必要かと思っておりますので、個別計画として出す形になるかどうかはこの場では申し上げられませんが、きちんと所要量については区として把握をして、今後の整備を進めてまいりたいと思います。

それから、既存施設の維持管理、それから改修等も含めまして、大田区のほうでは複数の施設が更新時期に来ているというところで、計画として出ている状況かと思っております。品川区におきましては、先ほどの障害福祉計画のページにおきましては、心身障害者福祉会館については改築等を視野に検討を行いますということで、本年4月に出させていただいているところでございます。現時点で、このタイミングでこのような形で整備が決まりましたということについては、まだ申し上げられる状況にはございませんが、検討を進めているところでございますので、こうした対応も含めまして、なるべく早くお示しできるように今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○鈴木委員

グループホームについて言えば、これからの計画というものは20名ということだけなので、なかなか民間だけでは進まない知的の方のためのグループホーム、また、重度医療的ケア、このようなところは区が方向性を示して建設していかないと、なかなか需要に応えられないと思っておりますので、そのところはぜひ所要量を明確にして、どのような形でその需要に応えていくのかという計画はぜひ出していきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、心身障害者福祉会館のほうは、何度も何度もここで陳情も出されて議論しているところでございますけれども、前回も、公共施設等総合計画の中では、建て替えのときは60年というようなことでの全庁的なルールに基づいて記載しただけで、令和6年度から令和8年度の3年間で検討を進めたいということだったのですが、その具体的にいつ頃までには示せるようにしたいというようなものというものは出ないものなのか、ちょっとその点を確認させていただきたいと思っております。

それからあと、陳情の理由のところの2行目に例示されている施設なのですが、源氏前図書館や保育園、それから旗の台シルバーセンター、それから旗の台保育園というものは、品川区の公共施設総合計画でも2024年から2033年の建て替えということになっているのですが、この建て替え計画というものは具体化されているのか、どこかに具体化されたものがあるのか、その点教えていただけたらと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

心身障害者福祉会館の改築等に向けてでございますが、公共施設等総合計画のほうにも、建て替え時期、一律の目安とは別に、整備方針のところ、代替施設を確保しつつ建て替えについて検討しますと

というような記載をさせていただいているところで、また、先ほどの繰り返しになりますが、障害福祉計画の中でも改築の検討を行いますというようなところがございます。この計画、3年の期間をもって計画として策定させていただいているものになりますので、この期間内には一定の方向性等については出させていただくように、そのものについては進めてまいる予定でございます。

#### ○吉岡政策推進担当課長

今委員から例示のありました旗の台文化センター等々の施設になりますけれども、こちらも公共施設等総合計画におきましては、次の2024年から2033年のところで改築というようなところで記載されているところがございます。こういった施設におきまして、具体的な計画は立っていないところではございますが、こういった公共施設等総合計画で目安として見させていただいております。こういったところがバックキャストの考え方で、どう土地を取得して、どう所管と一緒に連携して動いていくかというところが、ある種1つの計画になっておりますので、こういったところと所管等も連携しながら、企画課が中心になりながら、こういった施設の改築、こういったものを進めていきたいと考えてございます。

#### ○鈴木委員

年数は2024年から10年間ということなので、計画立ててから結構かかるではないですか。10年近くかかるので、いつ頃までにその計画というものは示されるようになるものなのか、ちょっとそれは伺いたいと思います。

それからもう一つ陳情の中で、旧料亭秀について、地域のにぎわいの維持のために区で土地・建物を活用してほしいとの要望が出されて、区として当該物件の検討を開始したということで答弁したとあるのでございますけれども、ここでは障害者施設については検討の余地もなかったのでしょうかということと陳情の中に述べられているのですが、障害者施設というものは検討はされなかったのか、その点も伺いたいと思います。

それから、陳情の中でも、企画経営部では民間の土地活用の申出があった場合、どのように検討しているのかも説明してくださいということで書かれているので、そのご説明もいただけたらと思います。

#### ○吉岡政策推進担当課長

まず事例として、秀というお話をいただきましたけれども、こういった民間のところにつきましても、ある程度施設の面積や建築の敷地面積、延床面積、あとは耐久の状況、こういったものをお調べして、いろいろな施設にどう当てはめていくかというところを検討しているところがございます。当該地につきましても、なかなか老朽化が進んでいるというところと、このままの中身だとなかなか障害の方がお使いできるというようなところも非常に難しいのかなという部分もありまして、当然全体的な、いろいろな検討をさせていただいたというところがございます。区といたしまして、民有地の検討というところになりますけれども、こういったところで、民間の方からこういった施設がある、こういった土地があるというところであれば、こういった形で活用してほしいかというお話を聞きながら、庁内で連携をさせていただいて、活用の方法があれば使わせていただくというところになります。当然ながら、こういった土地を取得する、建物を取得する、借りるというところになりますと、経費が一定かかってくるというところもございますので、中長期的な財政バランス、こういったものを意識しながら、しっかりと庁内全体で検討しているというところが現状でございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第39号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会から願います。

#### ○石田（秀）副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いをいたします。

理由等も述べさせていただきます。先ほど鈴木ひろ子委員からも、軽度のグループホームが、私の換算で多分27か28か、30か所弱あるのだらうと思っています。そのようなものは、これなぜこのように増えてしまっているかという、ジャブジャブ国からお金が出るのです。東京都もそうなのだけでも。そうすると、民間事業者はやろうよといってどんどんやるということ。先ほど鈴木ひろ子委員からもあったように、中度・重度、これはやっても、ここが私はポイントだと思っているけれども、採算が取れない。それで、例えば高齢者のグループホームは、品一、品二は1か所もないけれども、この前そのような話があって、土地の100坪に建物を建てるのですが、それはオーナーの方がいて、相談に乗ってよ、役所の関係でもいいからというのです。大変ご協力をいただいているいろいろやったけれども、結果として100坪の土地に6割で60坪しか建たないわけです。そうすると障害者はちょっと、それはオーナーが、できたら高齢者でお願いしますという話だから高齢者でいったけれども、そうしたらグループホーム60坪なのです。大体、ワンユニット。ではそれを削ろうか。だって60坪取れないから。100坪なんだから。廊下だとか、エレベーターとか、階段とかあるのだから。では減る分8人にしよう、7人にしよう、ではもう一つは何かやりましょう。では、小規模多機能にして、それでサテライトにしよう。サテライトだったら人件費が減るから。このような合築にしましょうという形。このようなことをしようというぐらいでない、それだって採算は図れない。カツカツです、それでも。そのようなことをやるということは。これでは民間の人から、品一、品二でさえ民間の方が持っている100坪の土地というものは、それほど簡単に出てきません。マンション業者がバツと買うならそれは別だけれども、そうやってオーナーの方がいて相談をしてくださるなどはめったにない。非常にチャンスだと思ったけれども、そういうことで進まない。

だからこのようなことをやるということはいいです。それは先ほど鈴木ひろ子委員が言った、やるのはいいけれども、私はこのようなものは現実的ではないと思っているし、やはりその辺のところはきちんとしっかりと、今度制度的なものを。それは60坪使って、9人で2ユニットやらないと、高齢者のグループホームは採算取れないから出てきませんなどと口で言われても、簡単に言うけれどもできません。そうすると、もうやろうといったら、これからあと30年ぐらい、2030年ぐらいになれば保育園の問題などいろいろ出てきたら、公立保育園やめていくと今度はその敷地を使えよというような話になってしまうのです。現実、我々が世間的に話していると。だからこのようなことを判断するかどうかは別です。役所で判断して、ここをやめるからこのようなことに変えていきますというなら別。今の段階で私はそうしろと言っているわけではありません。だけれども、民間と協力しろなどいろいろなことを含めて、これはなかなかできない。もう現実やってみると、本当非常にできない。これは我々も非常に課題だと思っているけれども、できない。だから、役所もやりたいと思ってもなかなかできないかもしれないけれども、それはでも相当考えていただきたいとは思いますが、現実できない。できないものに対して、私はここは不採択。なかなかこのようなものをやっても、本当に架空的なものになってし

まうので不採択です。

#### ○若林委員

本日結論を出します。

今の質疑、ご答弁で、あまり言葉の表面に表れないところも推測しながら、見込み量は当然分かっていますと。所要量についての今後の考え方もご答弁がされました。要は計画、計画と、区民への、また議会への、何というのでしょうか、ある意味での見せ方というところもあると思いますので、その計画や見せ方については、今の考え方を確認させていただきました。それが是か非かというところはまた別の問題になりますけれども、心身障害者福祉会館も含めて、今後の早急な、前に進める、そのような部門もできたと思いますので、引き続きご努力いただきたいと思います。ということで、陳情の内容については不採択で結構です。

#### ○ひがし委員

本日結論を出すでお願いします。

品川区として民有地の活用、また連携についても検討しているということでしたが、先ほどご答弁があったように、財政的なバランスも考える必要があるということで、まだ課題があるなど感じましたので、不採択とさせていただきます。ただ、品川区公共施設等総合計画や障害者計画の中に示されている施設の整備の概要というのは、もうあくまで目安、まとめられているものになっているので、それだけを見ると確かに足りないなど区民の方が感じるのはごもっともではないかなと思います。その点については、建て替えが決まったものについては個別で計画も立てているというようなお話があったので、そのようなものをまとめたり等工夫をしながら、具体性のある計画というところも作成していてもいいのかなと思います。

#### ○鈴木委員

本日結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

もう本当にこのような障害者の施設というものは、民間任せでは障害者の方々の需要に応えることはできないと思うのです。区として、先ほどのグループホームでもそうなのですが、中・重度、それから医療系ケア、知的の方のグループホームというものは、なかなか民間任せではできないと思います。区が責任を持って、所要量、区としてどれだけ必要なかということを確認して、それをどう実現させていくかという計画というものは本当に大事なことだと思います。そして、そこのところやはり責任を持っていくということが行政の役割だと思います。グループホームだけでなく、区としてどのような施設がどれだけ必要なかということを確認に出して具体化することが必要だと思いますので、これは採択ということでお願いします。

#### ○筒井委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

計画については、区としても第7期障害者福祉計画で明示をしている。また、民間の土地活用についても、全体的にいろいろな検討をされているということで、この陳情者の意見とは違うのかなと考えております。一方、ぜひほかの区の動向や、区民の方に安心できる、安心を与えるような、具体的な見せ方というか、そうした取組、説明をもっとしていただきたいと思いますと考えております。

#### ○やなぎさわ委員

本日結論を出すでお願いします。趣旨採択ということでお願いいたします。

先ほど石田秀男委員の答弁というか、非常に発言がすばらしいなと思って、非常に私も、もともと介

護サービスをやっていた人間として、非常に共感するものがありました。最終的に石田秀男委員としては、民間での協力はなかなか難しいという結論で不採択になっていたと思うのですけれども、やはり難しい中でもこれは私は前に進めていただきたいなというような願いがあります。

それで、具体的な計画を立てるとか、所要量を世田谷区のように提示するとか、そういったところで品川区は他区に少し後れを取っている部分があるのかなと感じます。この陳情を読んでも、やはり品川区は介護の面で具体的にこのように進めていくのだというものが見えづらくて、不安になられている方がこのような陳情につながっているのではないかと思いますので、私としては前に進めていっていただきたいという意味で、趣旨採択とさせていただきます。

#### ○松永委員長

それでは、本件につきましては、本日結論を出すことに決定をいたしました。

先ほどそれぞれご意見を伺ったのですが、採決は一度しか諮ることはできませんということで、採択、または趣旨採択で意見が分かれた場合、どちらか一致させることとなりますので。

#### ○鈴木委員

趣旨採択で結構です。

#### ○松永委員長

それでは、令和6年陳情第39号、全庁的に区有地の活用を検討する、障害者施設整備計画を策定し、計画的に整備を進めるよう、区に求める陳情についてお諮りいたします。

本件を趣旨採択とすることに、大変失礼しました。賛成の方は挙手を願います。

〔「趣旨採択とすることに賛成」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

そうです。趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

政策推進担当課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

#### 1 議案審査

(1) 第77号議案 品川区国民健康保健条例の一部を改正する条例

#### ○松永委員長

請願・陳情審査は一旦これまでといたしまして、次に予定表1、議案審査を行います。

(1)第77号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○池田国保医療年金課長

では、私からは、第77号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。こちらの資料でございますけれども、品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会での使用したものとなっております。

今回の改正は、令和5年6月に公布されました、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律等の一部を改正する法律におきまして、国民健康保険が改正されまして、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い被保険者証が廃止されたこと、ここから特別療養費の仕組みについて規定が整備されたこと、また、国からの通知、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについてにより、品川区国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

資料の1ページのほうをご覧ください。表の一番左側が、項目として条例を改正する理由、それから2番目の部分が条例の該当する条文、以下、改正内容というような形になっております。表の項目の国民健康保険法の改正に伴う改正というところでございますけれども、これは第6条と第9条の2から6の改正につきましては、特別療養費の仕組みが整備されたこととともに、国民健康保険法第54条の3の条文に項ずれが生じたことによって、引用している条文の規定整備を行うものでございます。

第25条と第27条は、国民健康保険法第9条の届出等の規定のうち、被保険者証に関わる規定の削除および被保険者資格に関わる規定の整備がされたことに伴いまして、第25条は被保険者証の交付に関する特例について定めた条文の削除による削除でございます。第27条は、国民健康保険法から引用している条文の規定整備によるものでございます。

なお、表の中央の列にあります改正後をご覧くださいと、第54条の3第4項が追加されていることがお分かりになると思います。第54条の3第4項につきましては、保険料滞納世帯に対する療養費等の支給に関して規定する特別療養費について整備されたものでございます。別紙2として、抜粋をおつけしていますので、後ほどご覧ください。

2ページのほうに戻ります。2段目の急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の改正ということでございます。こちらは今年7月に国より発出されました通知に伴いまして、規定を整備するものでございます。急患等で医療機関を受診した被保険者に対しまして、職権で生活保護開始を決定した後に資力があることが判明しまして、遡って生活保護が廃止された場合に、その間の医療費の全額返還請求する事案が生じていることを踏まえまして、急患等で医療機関を受診した被保険者に関わる一部負担金および保険料について、最長で1年間の保険料の徴収猶予をできるように規定を定めるものでございます。こちらの条例の施行期日でございますけれども、令和6年12月2日、別紙として、条例の新旧対照表をおつけしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。審議についてよろしくお願いたします。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

#### ○鈴木委員

今回の条例の改正というものは、国の国保法が変わったことでの条文の改正ということなのですが、このマイナ保険証というものが本当に大問題と思うのですが、つい最近でも、昨年ここに請願を出された保団連の先生方が、本当にこう、もうマイナ保険証で今までの保険証をなくすということはやめてくれということで、もう本当に国会前で抗議の行動をしたり、それから記者会見を何度も開いたり、裁判にもなっていると思うのですが、それだけ大問題なマイナ保険証ということだ思うのです。そのところは、改めて今後どのようにしていくのかということも含めて伺いたいと思うのですが、今課長の、本当に説明が簡単で、品川区の状況、もう本当に条文が変わりますよというだけなのですが、区民の中では、マイナ保険証になっていく12月2日から新たな保険証は発行しないというよ

うなことで、すごく今でも大きな混乱も起こっていますし、医療の現場ではすごい問題になっていますので、ちょっとその辺のところはここの中でも改めて確認しておくことが必要なのではないかなと思うのです。

それで今、先ほど課長からは説明ありませんでしたけれども、7ページのところを見ると、品川区での国民健康保険でマイナ保険証に登録した方は48.14%で、マイナ保険証の利用率というものは、4月の段階で9.10%ということなのですが、これは特別区全体よりはマイナ保険証の利用率は若干高いのですけれども、今これはどのような状況になっているのか、新たな数字があったら教えていただきたいと思います。

#### ○池田国保医療年金課長

マイナ保険証の利用率については、こちら7ページの資料が国民健康保険のほうでは最新のものとなっているところがございます。

#### ○鈴木委員

5割近い方が登録をしているにもかかわらず、実際はマイナ保険証を使われている方というものは1割にも満たないということは、保団連の先生方がおっしゃっているところでも、1回使ったけれども不便なので、もう2度目は使わないというような状況ということなのです。そのように言われていました。実際それで私も診療所に聞いても、何かトラブルは起こっていますかと聞いても、ほとんどマイナ保険証は使われていないので、トラブルというトラブルは起こっていませんというようなことで言われるのですけれども、これが今度マイナ保険証で今までの保険証が発行されないということになると、もう本当に医療機関では大問題で、大混乱になってくるのではないかというようなことが予想されるわけです。その辺のところは、区としては、ちょっと今後起こる問題、課題に対して、どのようなことが懸念されて、どのような対応が必要なのか、その辺はどう考えられているのかもひとつ伺いたしたいと思います。

それから、12月2日からは新しい保険証が発行されませんというようなことだけがすごく言われているので、マイナ保険証を持っていない人は、マイナンバーカードを作っていないくてマイナ保険証に登録していない人も含めてですけれども、資格確認書が送られてくるので心配ないですということは周知されていないと思うのです。これは周知することが必要なのではないかなと思うのですけれども、その点についても伺います。

#### ○池田国保医療年金課長

まずトラブルについてでございますけれども、現在のところ、私どもに大きなトラブルについての苦情については来ておりませんので、ちょっとその辺は把握していないところがございます。

これからの部分につきましては、保険証自体が12月2日から廃止ということになりまして、これについては、私どものほうでも今後のPRとしましては、11月には保険料の納付書を送るようなこともございますし、また、いろいろな通知ということで、広報等を12月から、保険証が廃止になるということでのPRのほうはさせていただき予定になっております。

それから、資格確認書についてでございますけれども、こちらは保険証が12月2日に廃止になるということでPRさせていただきところでございますが、保険証そのものは、国民健康保険証の場合には、来年9月30日の有効期限までは使えますので、何の心配もなくお使いいただければと思っていますところでございます。また、後期高齢者医療制度につきましては、来年の7月31日までの有効期限での保険証を今年発行させていただいておるところでございます。

ということで、保険証がなくなるということでのPRについては、11月以降順次させていただく予定になっているところでございます。

#### ○鈴木委員

そうすると、では今の使っている保険証は、その期限が切れるまで、国保であれば9月30日まで使えます、それからその後も、マイナ保険証に登録していなくても安心してください、資格確認書が自動で送られますという広報というものはされるのでしょうか。そのことが1点です。

それと、結構マイナ保険証を使ったけれども、登録したけれども、すごく面倒でもう使いたくないという人が多いということが、この1割以下の利用率になっていると思うのです。そのような方というのは、マイナ保険証の登録取消しというものが10月からできますよね。10月から、マイナ保険証に登録してしまった方も取消しができるのですという、そのような周知というものも必要ではないかと思うのですけれども、その周知もどのように考えられているのか、その2点の周知について伺います。

#### ○池田国保医療年金課長

資格確認書の発行について周知するかということについては、特に考えておりません。基本的にはマイナ保険証が今後の基本の、医療機関にかかる、受診する際に使うものでございまして、特例なものとして資格確認書が発行されるということでございますので、特段資格確認書を発行しますというところはPRする予定はございません。ただし、資格確認書につきましては、従来の保険証と同様に、保険証の有効期限が切れる際には、マイナ保険証のほうをお持ちでない方には自動的に郵送はさせていただくことにはなります。

また、マイナ保険証の使用率が10%以下というところでございますけれども、それについても、これは私どものことではなく、国のやることでございますので、その辺は国のやることで注目をしていきたいと考えています。

#### ○鈴木委員

国保は品川区がやっているわけですから、そのような点では、何というのですか、この制度が分からなくて皆さん不安に思っているわけです。これだけ大きな変更なわけなのにもかかわらず、そのようなことなので、もう本当にその不安の、国民皆保険制度は守りますというような点からも、9月30日まで使えます、それから、資格確認書は自動的に送られてきます、それで今までと同じようにかかれませ、それからマイナ保険証に登録してしまった方も、登録して、だけれども使いたくない人は取消しができますということは、ぜひ区としても周知をしていただきたい。これ周知してはいけないということが国から来ているということはあるのですか。これは区民の安心のためにもぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点伺いたいと思います。

それからもう一つなのですけれども、マイナ保険証に登録された方に対しては、資格情報のお知らせというものが行くと思うのですが、それはマイナ保険証に登録をしてマイナ保険証を使ったときに、今までもトラブルがあってマイナ保険証で、何というのですか、これがスムーズにいかないために、保険証で確認をしていたということが現場ではすごく多いわけです。その保険証がなくなるので、その代わりに、そのようなトラブルがあったときには資格情報のお知らせで、保険証の代わりに確認をすることができますというもので、資格情報のお知らせが皆さんのところに届くというようなことになるということなのですけれども、例えば資格情報のお知らせ、マイナ保険証、マイナンバーカードは持ち歩きたくない。それで、でも資格情報のお知らせというものは常にお財布などに入れていて、マイナ保険証を忘れてしまって資格情報のお知らせだけで受診するということはできるのでしょうか。ちょっとそ

このところは伺いたいと思います。

#### ○池田国保医療年金課長

まず登録のほうで、マイナカードのほうの登録をしていない方への周知などというところについては、これ国のほうでやることでございますので、国保としてどうなのかというところでは、前の保険証がまず12月2日から発行ができないということでの周知をとということにさせていただく予定になっております。

それから、マイナ保険証をお持ちの方で資格情報を持っている、送られてくるわけですが、資格情報だけで医療機関のほうにかかることができるかというご質問でございますが、こちらのほうは、資格情報のお知らせというものはあくまでも補完するものでございますので、医療機関に受診をされる際にはマイナ保険証で受診をしていただくということになります。片方だけの受診はできませんということでご理解いただければと思います。

#### ○鈴木委員

医療現場のトラブルはもう未解決ということで、保団連、全国保険医団体連合会の先生方が記者会見を開いて、かなりこの全国保険医団体連合会で各医療機関にアンケートを取って、1万件の医療機関に回答がされて、7割の医療機関で今でもトラブルが起きている。これはもう、国のほうとしては対応を取ったのでトラブルはなくなりますというように言ってきた、その5月以降に。だから、国が対策を取ってトラブルがなくなりますと言った5月以降にも、7割の医療機関で今でもトラブルが起きていて、それは5月以前と比べては、さらにそのトラブルが10%増えて、7割の医療機関でトラブルが起きているというようなことで、使う人も増えたわけなのですから、使う人が増えた量だけでなく、割合も増えているという。対策を取ってもトラブルはなくなるというようなことが、この全国保険医団体連合会のドクターたちの調査で明らかになっているわけなのです。そのようなことは、私は国保の保険を、国民健康保険の所管するところでも、そのようなトラブルの中身などというものはしっかりと把握しておくことが必要だと思うのですけれども、課長はこのような全国保険医団体連合会の先生方からの記者会見の中身や、そのトラブルの事例というものも、すごいトラブルの事例、ちょっともう本当に印刷し切れないぐらいたくさん事例がいっぱい、具体的なところで書かれているのですが、このようなものはご覧になられていますでしょうか。私はこれをご覧になっていただいて、このようなことが実際にこれからもっともっと増えていくのだなというところを、何というのか、踏まえた上で、様々な対応というものが必要なのではないかと思います。

#### ○池田国保医療年金課長

様々なトラブルがあるというところで、委員のお話しされたような部分というものは私も実際見ている、よく読んでおられませんけれども、ただ、国からそういった事故のものが多少あるということは聞いていますのでございます。実際の部分については、国のほうでマイナカードの推進ということをしていただいているところではございますが、こちらのほうは国のやっているところについて見守っていくというところ、注視するというところでいきたいと考えているところではございます。

#### ○松永委員長

鈴木委員、そろそろまとめてください。

#### ○鈴木委員

本当にこのトラブルの事例を見ても、もう資格が無効だったり、それから何か月間も資格の変更が反映されなかったり、負担割合の違い等で返戻があったり、電子証明書の期限切れ、それから顔認証がで

きない、暗証番号忘れ、ロックされた患者との間でトラブルが起こる、操作に時間がかかる、受付混雑、待ち時間が増える、機械の不具合が頻発、もう本当に患者との信頼関係にも影響が出るような、そのようなトラブルが本当に多発しているということが、これだけの利用率でしかないにもかかわらず、これだけ頻発しているという、そのような状況なのです。マイナ保険証というものは、これだけ皆さんから求められていないということなのです、結局。便利だったらば、どんどん広がっていくと思うのです。私たちがガラケーからスマホに変わっていますけれども、そのような感じで便利だったらばどんどん変わっていくものが、マイナ保険証は全然便利ではないので、そして医療機関側にもメリットがない。患者側にもメリットがない。これを本当に政府の思惑で、ビッグデータをもう利活用していくという、そのようなところの思惑でこのように強行するというやり方のために、このような状況が起こっているわけです。これから実際に、様々なトラブルが起こってくると思います。そのようなところをどれだけ抑えていくかというようなことから考えたら、今でも資格確認書、または資格情報のお知らせというようなところで、保険証の代わりに送らざるを得ないという状況になったわけですから、これは保険証と変わらないわけです。だから、マイナ保険証を使いたい人は使う、それから、今までの保険証はそのまま使いたいという人も保証するという形で、保険証は残すべきだというように、改めて主張しておきたいと思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○ひがし委員

頂いた資料の3ページ、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う区の対応というところで、令和7年9月30日に資格情報のお知らせ、または未保有者には資格確認書を交付というようになっていると思います。何か新しくまた配るということで費用等もかさんでしまうのではないかなと思っているので、1点確認させてください。

想定として、これは法定受託事務ということで、国が最終的には負担すると思うのですが、その認識でいいのかということと、あと品川区ではどのぐらいの人員が必要で、交付作業、予算などはどのぐらいになるのかなというところを、想定で分かっている範囲でいいので教えていただければと思います。

#### ○池田国保医療年金課長

こちらのほうは、保険証の更新事業というものはこれまでも2年に一度やっていたところでございまして、来年の9月30日が、ちょうど保険証が切れる、有効期間が切れるときでございまして、保険証の更新事務ということで行うところでございます。ですから、これに伴う事務量ということについては、これまでも2年に1回保険証の更新をしておりますので、それと変わらないというところでございます。また、予算的なものでございますけれども、こちらについても2年に一度、保険証をこれまでも簡易書留で各家庭に送らせていただいているところでございますので、保険証につきましては各家庭に送っているところでございますし、資格情報と資格確認書というものは、資格情報のお知らせはマイナカードをお持ちの方、資格確認者はマイナカードを持っていない方ということで、合わせると、これまでの国保加入世帯のところを送るところでございまして、予算的にはそれほど変わらない。逆に、これまでは保険証そのものが身分証というような形で使っている部分でございまして、簡易書留郵便で送らせていただいていたところでございます。今度はそういった位置づけではなくなりますので、郵送代が若干安くなるというような形になっているところでございます。

事務的には国保の事務ということで、これまでどおりの国から指定された料金ということになっているところがございます。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。具体的な数字は出てこなかったですけども、基本的には2年に一度もともと配っているから、そこから業務としては変わっていないというところで把握をいたしました。ありがとうございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

先ほど鈴木委員との質疑で少し気になったことがあったのですが、先ほど鈴木委員もおっしゃられたように、やはり保団連の調査でも5月以降の調査、去年マイナ総点検などと、そのようなものもありましたが、それを経ての5月以降の調査でも、7割の医療機関でトラブルが起きているということで、当然今後利用率が上がれば、さらにトラブルが発生する可能性が高いということが分かるのですが、そこでマイナンバーカード自体は任意であると承知しております。その上で、マイナンバーカードがあった上でのマイナ保険証というわけです。ですから、マイナ保険証が今後切り替わるということで、今後資格確認書を使うということは例外、特例であるというようにおっしゃられて、資格確認書が使えますと、そういったような周知は特に考えていないということだったので、私は特例ではないと考えているのですが、もう一度その辺詳しくご答弁いただけないでしょうか。

#### ○池田国保医療年金課長

保険証というものが12月2日から廃止ということになりましたので、それはなぜかといいますと、マイナカードのところで医療機関に係る部分を認証させるということになってきておりますので、これの中で、特例的にマイナカードに医療機関の部分、受診する部分を登録されていない方につきましては、資格確認書というものを送付するということが後ほど決まったわけでございます。これは特例ということで国のほうでは言っているところがございますので、先ほど特例というような表現をさせていただいたところがございます。実際に使用する際には、現在お使いになっている保険証と、それから資格確認書というものが同じような使い方を12月以降するかとは思いますが、あくまでもマイナカードのところで保険証を、要するに医療機関にかかる部分をつけるということが原則というような形になっているかと思って、このような発言をさせていただきました。

#### ○やなぎさわ委員

そうですね。繰り返になってしまうのですが、やはりマイナンバーカード自体がまず任意であるというような前提に立っていると私は考えておりますし、当然これ、国の決めていく制度に沿っての改正ということもあるので、当然勝手に品川区がどうかするということとはできないということは承知しているのですが、こういった制度の上でできることという、やはり適切な情報を区民に周知することが一番大事なことだと思うので、特に、やはり特例だというような考えだとなかなかそのように周知の広報というものは進まないと思うので、12月2日以降も保険証は使えるということや、資格確認書の情報とか、その機能について、要は今までの保険証と同じような機能を果たしているのですというようなことをぜひ積極的に広報してほしいと強く願っております。その点についてはいかがでしょうか。

#### ○池田国保医療年金課長

私どもとしては、12月2日以降保険証は廃止になったということで周知をさせていただきまして、廃止以降の部分についての異動等があった場合には、資格確認書、もしくは資格情報のお知らせを発行させていただくというようなことでは周知という形になるかと思えます。

#### ○やなぎさわ委員

形式的なものではなくて、やはりしっかりと分かりやすく周知をしていただきたい。私が高齢者の方とお話ししていると、やはりもう12月2日以降は保険証が使えるなくなるのだ、紙の保険証が使えるなくなるのだというように勘違いされている方も結構いらっしゃいますので、その点は強く要望したいと思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお聞きします。

#### ○石田（秀）副委員長

賛成です。

#### ○若林委員

賛成です。

#### ○ひがし委員

賛成です。

#### ○鈴木委員

反対です。

先ほども申し上げましたけれども、本当にマイナ保険証、大問題だと思っています。登録した人は5割にも満たない、それで、さらに利用者はその5分の1、1割にも満たないという、そのような状況であるにもかかわらず強行すると。医療現場からは、本当に全国保険医団体連合会の先生方からも、今こそ保険証廃止はやめと。存続させるべきだと繰り返し繰り返し記者会見もされ、それから国会前の抗議行動もされ、もう本当に声を上げ続けています。裁判にも訴えています。マイナンバーカードと保険証をひもづけている国は、G7でもどこでもありません。国の法律の変更を区の条例に反映させるというものではありませんけれども、大本のマイナ保険証に現場の医療機関も多くの国民も反対しているのに強行するという事は、大問題だと言わざるを得ません。よって、この条例改正にも反対と意見は表明したいと思います。

#### ○筒井委員

賛成です。

#### ○やなぎさわ委員

反対です。

様々ありましたけれども、やはり紙の健康保険証も残しつつ、どちらも使えるというような、選べるという、国民が選べるという選択肢を設けるべきだと思いますので、反対させていただきます。

#### ○松永委員長

それでは、これより第77号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

#### ○松永委員長

賛成者多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### (2)第84号議案 指定管理者の指定について

#### ○松永委員長

次に、第84号議案、指定管理者の指定について議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

それでは、私から、議案第84号の指定管理者の指定についてご説明いたします。資料をご覧ください。

- 1、管理を行わせる施設は品川区立大原児童発達支援センター、所在地は記載のとおりです。
- 2、指定管理者候補者は、株式会社学研ココファン・ナーサリーです。代表者および所在地は記載のとおりです。
- 3、指定期間は令和7年9月1日から令和12年3月31日までを予定しております。
- 4、指定管理者候補者の選定については、公募型プロポーザル方式にて選定いたしました。今回の公募におきましては、5事業者から応募がありましたが、1事業者が欠格事由に該当、1事業者が辞退したことで、選定予備委員会および選定委員会での3事業者を審査の結果、当社を指定管理者の候補者といたしました。

本施設は、大原児童発達支援センター、大原児童センターを一体的に運営するというので、両センターの指定管理者の選定委員会ということで総合的に審議をしております。選定理由としましては、指定管理者候補者は、両センターにおける企画提案内容が充実しており、子どもに関連する施設の運営実績が豊富なことなどからも企画提案内容の実現性が高く、安定的な運営が期待できること、1法人であるメリットを活かし、同センターを一体的に効率よく運営することが期待できること、事業内容や管理運営経費について、柔軟に対応する姿勢が見られたこと、事業者経営分析等の結果を踏まえまして、業務遂行の基本能力となる経営基盤を有していることなどを評価いたしました。

5、指定管理者候補者の選定までの経緯につきましては、別紙報告書に記載のとおりですが、概要をお伝えしますと、公募開始日は令和6年5月28日、公募説明会を6月11日に実施、選定予備委員会を8月2日、選定委員会は8月9日に実施いたしました。

まず、選定予備委員会では、3事業者から提出された申請書類および計画書類につきまして、提案内容、財務分析の評価などの下に、総合的な審査を行いました。選定予備委員会での審査の内容につきましては、報告書の3ページから5ページに記載がございます。

次に、選定委員会では、選定予備委員会での審査結果を基に、各事業者のプレゼンテーションおよびヒアリングにより、指定管理者候補者を選定いたしました。選定委員会の審査の内容につきましては、

報告書の5ページから7ページに記載がございます。

以上、選考基準に基づきまして審議を行いました結果、当該施設の指定管理者として適格であると判断しまして、株式会社学研ココファン・ナーサリーを指定管理者候補者として選定いたしました。

6、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

最後に補足としまして、株式会社学研ココファン・ナーサリーの概要でございます。当社は、保育所、学童保育などの子育て支援を事業内容としまして、区内では児童発達支援の事業所を3か所、そのほか、認可保育園やすまいるスクールの運営も手がけております。平成20年に設立された同社は、品川区に本部を置きまして、総従業員数1,500名弱となっております。首都圏を中心に80を超える子育て支援の事業所を運営しております。また、当社が属するグループ会社は1946年に創業し、教育と医療福祉を2本柱として、2万人を超える従業員を擁し、幅広い事業展開を行い、児童発達支援、学童事業とも連携されております。当初のこれまで培った運営ノウハウを両センターの事業運営に活かしていただけることを期待しております。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○ひがし委員

一点だけ、インクルーシブひろばベル、私も視察させていただいたのですが、多分今回事業者、新しいところになることになると思うのですが、ここで勤務されていた方々、スタッフなどは総入れ替えで替わってしまうのか、引継ぎ等どのようにされるのかなというところが分かれば1点お尋ねしたいということと、あとはインクルーシブひろばベルでは、医療的ケア児等コーディネーターの資格を持っている方も配置されていたと思うのですが、今回新しくなったときにそのようなスタッフがいるのかというところ、この2点教えていただければと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

インクルーシブひろばベルの引継ぎ等についてのお尋ねでございます。まず、事業内容として、事業者そのものが変わるというところにはなりますが、事業内容につきましては、現在行っているものにつきましては基本的に継承する形、それから、今回指定管理者の候補者としております事業者の提案としてプラスされているものを実施するというような提案をいただいております。人員につきましては、これからの打合せ等で決まっていく形になりますので、全員残るなど、そういった体制についてはこれから調整していくところになってまいります。

それから、人員配置のところでは、今回選定しました事業者からも、医療的ケア児等コーディネーターの配置を職員配置の提案の中でいただいておりますので、その体制は引き続き維持される予定でございます。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。ぜひ、今やっている事業もすばらしいなと思っていたので、さらにいいものにしていただけたらなと思っているので、よろしくお願いいたします。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

今回指定された学研ココファン・ナーサリーですけれども、放課後デイや保育所訪問、障害者の相談支援事業などの運営となっていますが、この学研というものは、これは全て実績というのですか、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、そして障害児相談支援事業、特定相談支援事業、医療的ケア児地域生活支援促進事業、児童館の運営というものは、まず全て実績があるという感じなのでしょうか。

**○佐藤障害者施策推進課長**

今回の選定に関しましては、公募の要項のところに応募資格を設定しておりまして、こちらに関しましては、その部分に関しましては、児童発達支援事業所の実績を有する法人ということで、児童発達支援センターになってしまいますと、今おっしゃっていただいたような負担する業務がかなり大きくなってしまいますので、幅広く応募していただける部分も含めまして、そういった点といたしますか、実績としましては、児童発達支援の運営について実績を有する法人ということでいただいているところでございます。

**○やなぎさわ委員**

では、医療的ケア児支援の実績というものはいかがでしょうか。

**○佐藤障害者施策推進課長**

今いただいた医療的ケア児コーディネーターの部分につきましては、こちらの事業を行っていただく部分について、インクルーシブひろばベルの実施を継続のところ公募をしておりますので、その部分に対して、先ほど申し上げた形で、医療的ケア児コーディネーターの配置について提案をいただいているところになります。

**○やなぎさわ委員**

医療的ケア児支援の実績はあるのかという質問でした。学研ココファン・ナーサリー。

**○佐藤障害者施策推進課長**

医療的ケア児の支援の実績に関しては、こちらのほうでは確認はしておりません。

**○松永委員長**

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

**○鈴木委員**

今回3ページのところで、5事業者から応募があって、1事業者が欠格事由で該当、失格で、別事業者は応募を辞退したということなのですからけれども、今回は5事業者の応募があるまで、何事業者にどのような形で働きかけたのかを伺います。

それから、1事業者の辞退の理由も、どのような理由なのかも伺いたいと思います。

**○佐藤障害者施策推進課長**

まず、今回の公募の周知でございますが、約450の事業者にはファクスで、公募を行う旨についてお知らせをしているところがございました。

それから、応募の辞退につきましては、こちらで伺った部分につきましては、応募はしたけれども、区が実施する事業の内容について最終的に実施できる状況にないと、事業者のほうで判断されたというように伺っております。

**○鈴木委員**

あと先ほどのやなぎさわ委員の続きなのですが、医療的ケア児支援の実績は確認できていないということなのですが、障害児施設の指定管理の実績というものはあるのか、そのことも教えていただきたいと思います。それから、今回は放課後等デイサービス、それから児童発達支援、それから保育所

等訪問支援、障害児の相談支援事業、特定相談支援事業、それから医療的ケア児の生活支援促進事業、児童館の運営というようなことになると思うのですけれども、その児童発達支援が3か所区内でやっているということは分かったのですが、それ以外の実績というものはあるのか、あと指定管理者で障害児の施設の実績というものがあるのか、その点についても伺います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、事業者の指定管理の状況でございますが、指定管理でもって事業を運営されているというところは、こちらとしては伺っていない状況でございます。

それから、児童発達支援の部分に付きましての運営実績というところで、現在のところこちらで承っている状況については、繰り返しになりますが、児童発達支援の事業所の運営ということで、こちらのほうで確認しているところでございます。

#### ○鈴木委員

では、様々な事業を今回は中身としてあるわけですけれども、その中でも事業内容としては、児童発達支援だけが実績としてはあるという状況だし、障害児の施設の指定管理の実績もないという状況だということが確認されました。

それからあと、学研ココファン・ナーサリーは保育園を幾つも運営されていると思うのですけれども、その運営されている保育園で、インクルーシブの視点で医療的ケア児を受け入れているということは実績としてあるのか、そのところも伺いたいと思います。

それから、今回インクルーシブひろばベルも、この指定管理の業務の1つとしてあると思うのですけれども、現在フローレンスがインクルーシブひろばベルを運営されていますが、そのスタッフというものは引き継がれていくのか、それとも学研ココファン・ナーサリーで新規に常勤の看護師を雇うのか、その辺のところも、どのような考え方なのかも伺いたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

保育園等での医療的ケア児の受入れ状況に関しましては、今回応募要件等には関わっておらず、提案、審査等の部分につきましても、こちらでちょっと確認はしていないところになります。

それから、ベルの人員体制であります。先ほどのご質問でもありましたとおり、今後の職員体制等につきましても、事業者と調整の上進めてまいりますので、現時点で職員がそのまま引き継がれるか等につきましても、確定しているものではございません。基本的に今回選定した事業者につきましても、人員の確保等を自前で、内部の養成も含めて行っていく用意はしているというところではおりますので、その辺りを含めて、繰り返しになりますが、今後事業者と調整していく状況でございます。

#### ○鈴木委員

あと、ホームページのほうに公募要領も出ていましたし、それから、提案要求事項についてというものも出ていましたので見せていただいたのですけれども、この中で、両センターにおいて実施する事業の提案、自主事業の提案がある場合はその内容も含め提案してくださいということで書かれているのですが、これは実際どのような提案があったのかも伺いたいと思います。

それから職員配置なのですけれども、職種別配置人数というものも提案してくださいというようなことで、申請書の中に、提案書類の中に書かれているのですけれども、具体的にその職種別配置人数というものはどれくらい、どのような職種の方が、また資格の方が、どれくらいの配置ということになっていくのかも伺えたらと思います。

それから、人材確保、人材育成、職場定着支援というものもあるのですけれども、離職率というもの

は学研ココファン・ナーサリーの場合どれぐらいなのか、それも教えてください。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、事業の提案でございますが、様々、相談事業等につきまして様々な提案をいただいたところでございます。オンラインでの、これはこの選定した事業者ということではなく、各事業者から提案があったものについて、オンラインでの相談等であったり、それからご家族の支援ということで、兄弟支援や保護者会等の提案、そういったものをいただいているものがございます。

それから、職員の配置の提案ですけれども、こちらは選定した学研ココファン・ナーサリーにおきましては、大きなところでは両センター共通の施設の統括責任者等を置いているような状況、それから児童発達支援センター、児童センターにおいて、それぞれ人員を配置するというようなところで承っております。こちらの事業者は、児童発達支援と放課後等デイサービス合わせて、定員20名程度の事業内容の提案というところで、それに合わせた人員配置ということでいただいております。管理者や児童発達支援管理責任者など、そういったものを1名ずつというような形で、制度的に必要な体制については、もちろん整えているところでございます。そのほか、児童発達支援センターに関しまして、保育士が、非常勤も含めまして、常勤換算で3.8名、それから児童指導員につきまして3.6名、それから理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、それから看護師、栄養士、そういったところの配置がいただいているところがございます。こちらにつきましては、事業規模につきましては提案というところになります。かなり手厚くいただいているという印象もございますので、施設の受け入れ想定も含めまして、今後このとおり運営していくかどうかにつきましては、区と協議していく予定でございます。

それから離職率ですけれども、法人全体の離職率ということで、常勤、非常勤合わせて、令和3年度、令和4年度、令和5年度ということで出していただいております、それぞれ令和3年度14.1%、令和4年度19.1%、令和5年度19%という形でいただいております。数字としましては以上になりますが、補足をさせていただきますと、医療・福祉業界全体の離職率が、令和5年の調査機関の概要で16%というところですので、これで確認すると若干高くなっているところではございますけれども、これにつきまして事業者側の説明としましては、全体的な傾向として、コロナ禍が収束してきて、人員体制、流動性が高まっているというようなところ、それから、保育所等の事業の新規開設がありました等の中で離職者が多かったというような状況もございまして、一過性のものであると考えているというような状況でございました。この辺りの数字については、ほかの応募事業者についても、特別高い率というところではなく、一過性であるということも踏まえれば、特段の懸念はないという認識でございました。

#### ○鈴木委員

今回の事業の中身は、かなり、インクルーシブひろばベルにしても、区独自でやるという事業になるわけです。そうすると、結構指定管理料というものは、何というのですか、本来のサービスだけではないという部分があるので、かなり指定管理料というものは高額になってくるのかなという思いがしているのですが、その辺のところの指定管理料の、運営収支計画というものも出されていると思うのですが、その指定管理料というものはどれくらいになるのかということをお伺いしたいと思います。

それからあと、今回3事業者の応募があったということなのですが、その中には社会福祉法人はなかったのか、今回株式会社ということなのですが、非営利の事業者はなかったのか、そのことも教えてください。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、指定管理料についてのお尋ねでございますが、事業者からの提案の内容としましては、収入全体が、この事業全体として2億9,000万円程度ということで、そのうち指定管理料を2億円程度ということでの数字をいただいております。逆に言いますと、残りの部分については、給付金の収入等で考えているというような状況でございます。この辺りは、割合にしますと、指定管理料が68%程度ということになりますが、この部分については、他区の児童発達支援センター等で決算状況等が出ているものにつきまして、金額では一概に比較できませんけれども、割合等につきましては同じ、同程度のもので出ておりますので、特段それについて懸念があるものではないと考えております。それから……。

〔「社会福祉法人」と呼ぶ者あり〕

#### ○佐藤障害者施策推進課長

社会福祉法人につきましては、応募したほかの事業者につきましては、社会福祉法人はございました。というところでございます。

#### ○鈴木委員

あと、ちょっと確認させていただきたいことが、児童発達支援センターなので、18歳まではずっとそこで見てもらえるのかということ、その子どもの情報をセンターが管理して、18歳まではいつ相談に行ってもきちんと対応してくれるのかということは伺いたいと思います。

それから、保護者の支援をどのような形で継続して行うのかということもお聞かせいただけたらと思います。

あと、当然児童発達支援センターということで、各種検査が取れるのかということなのですけれども、児童学園と同程度の検査というものができることになっていくのか、そのところはどのような状況になるのかを伺いたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず初めの、18歳までというところのお尋ねでございますが、児童発達支援につきましては、主に未就学児童対象、それから、放課後等デイサービスにつきましては、中学から18歳まで、それから、保育所等訪問支援につきましても、保育所等という名前にはなっておりますが、18歳未満までというところで、それぞれ対象ということで、制度的なところも含めまして提案をいただいておりますので、その部分是对応をしております。

それから、保護者の対応でございますけれども、先ほど申し上げたような保護者会、そういった部分で独自の提案等もあり、それから通常対応が予定されている発達支援、それから放課後等デイサービス等での決められた範囲での対応につきましては、保護者対応等を続けてしてまいりますので、その部分も担保されているものと考えております。

検査の部分につきましては、これからの協議、打合せ等で対応してまいりたいと考えております。

#### ○松永委員長

鈴木委員、そろそろまとめてください。

#### ○鈴木委員

検査の点については、ぜひ児童学園と同程度の検査はできるようにしていただきたいと思います。

取りあえず結構です。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○若林委員

候補者選定委員会等2つの委員会が開かれて、区の審査の過程が、意見も出ていますので、その確認だけ。

まず候補のほうだけですけれども、障害特性別支援の考え方が具体的に明示されているということについてのご説明、それから、統括責任者の配置についてのご説明をお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、区との連携を重視している点があると見られるということですが、ここについてもご説明を伺いたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、障害特性別支援の考え方が具体的に明示されているというところですが、こちら区の児童発達支援センターということで、中核的な役割を担うというところもございまして、特定の障害別に特化するということではなく、それぞれの障害への対応がきちんとバランスよく提示されているというような内容の意見のまとめでございまして。

それから統括責任者ですが、こちらは今回児童発達支援センター、それから児童センターを大きくして、施設が一体的に運営というところになりますので、その部分について施設を適切に管理していくというところで、統括責任者を配置しているというようなところを常にということで提案がありまして、その部分に言及しているものでございまして。

〔「区との連携を重視している」と呼ぶ者あり〕

#### ○佐藤障害者施策推進課長

こちらにつきましては、区と申し上げましたが、事業内容をかなり手厚くご提案をいただいているところがございまして、このところの中で、選定委員会のほうでの委員の意見もございまして、事業規模や経費についても柔軟に協議に応じるというようなところの姿勢もございまして、基本的に提案した内容で固めているということではなく、区の想定でもって柔軟に対応していくというところを今後の協議等で設定して進めていくというようなところで、区と連携を重視されているというように判断したところでございまして。

#### ○若林委員

最初の障害特性別支援については、具体的に明示をされているというところを聞いたかったので、どのように具体的に示されたのかというところのご説明は、この場でいただきたいと思います。

それから2番目、3番目はそのようなことなのですね。いわゆる運営者としての評価というところで、区との連携ですと、福祉の世界ですので、例えばぐるっば、今回2つ目の、区の発達支援センターとしては2か所目になります。例えばそのようなところ、発達支援センター同士の連携や、また、いわゆる他の児童発達、ご答弁もありますけれども、事業所との連携などというものは、相談事業も当然入ってきますので、大変その辺は、いわゆる福祉の分野、福祉の民間も含めた連携というところが大事だと思います。その辺はぐるっば、児童学園、区との対比というか、こちらの学研ココファン・ナーサリーの持ち味も含めて、その辺どのように区は感じていらっしゃるのか、また期待するところ、お願いしたいところがあれば、お聞きしておきたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、障害特性別支援のところではございまして、障害の状況に応じて、例えば放課後等デイサービスの部分については、集団を必要に応じて小集団に分けて、対応プログラム等を実施したりするようなところや、発達支援の中でも、その障害の状況に応じて、先ほども質問でもいただきましたが、インクルーシブひろばベルとの交流も含めて、そのお子さまの障害の状況に合った対応をしていくというよう

なところが、具体的な提案としてはございました。

それから、児童発達支援センター同士の連携というところにおきましては、今後協議会等の場も踏まえまして、もちろん連携という形では、区のほうとしましても、また、事業者同士というようなところでも、区立のセンターというようなところも含めまして、きちんと取れる体制は、区のほうとしましても担保していきたいというところではございます。対象としましては、大きく違うというところではもちろんございませんが、もちろん地域的なところもございますので、まずは、どうしても通う施設にはなりますので、通いやすいというような部分での使い分けというところがきっかけというようなところにはなるかと思えますけれども、また施設規模なども変わってまいります。それから、これも繰り返しのようになりますが、児童センター、それからインクルーシブひろばベルも含めましたインクルージョンというようなところも打ち出しておりますので、そういった部分について興味いただけるという方がおられましたら、そういったところもご利用のきっかけになるのではないかと考えております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

簡潔にお願いします。

#### ○鈴木委員

職員数、先ほど一部分で伺ったのですけれども、この施設全体で職員数が何人になるのか、ちょっと職種別に分かったら、それも教えていただけたらありがたいです。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

あくまでも現在の提案というところになりますけれども、まず先ほど申し上げました施設の統括責任者、それから事務員等で3名、それから児童発達支援センターで、これ常勤換算で27.9、それから、こちらが児童センターの部分で4.7というところで行っていますので、全体としましては35.6というようなところで提案をいただいているところになります。

それで、児童発達支援センターのところについては、児童発達支援と放課後等デイサービスにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、先ほど申し上げていないところでは、保育所等訪問支援につきまして、訪問員と保育士が各1名、それから相談支援事業所におきまして、管理者が1名、それから相談支援専門員が2名、それからインクルーシブひろばベルにつきましては4名ということで、管理者、看護師、児童指導員と医療的ケア児コーディネーターということでいただいているというところがございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○石田（秀）副委員長

賛成です。

#### ○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

反対です。

ちょっと福祉の指定管理者は、営利を目的とした株式会社はなじまないということです。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成します。

○松永委員長

本案は、挙手により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時00分再開

○松永委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

2 請願・陳情審査

- (1) 令和6年請願第12号 「長寿お祝い事業」の予算削減を前提とした見直し、及びその削減予算分の減税に関する請願

○松永委員長

令和6年請願第12号、「長寿お祝い事業」の予算削減を前提とした見直し、及びその削減予算分の減税に関する請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、令和6年請願第12号、「長寿お祝い事業」の予算削減を前提とした見直し、及びその削減予算分の減税に関する請願につきまして、ご説明申し上げます。資料については、特に用意してございません。

品川区の長寿お祝い事業でございますが、昭和50年から始まった事業で、現在まで続いているもの

でございます。長寿の節目節目にお祝い金を贈呈することによりまして、敬老の意を示すことは、区として大切な役割だと思っております。お祝いされた方や家族が笑顔になって、周囲からも敬われ、あしたへの活力につながれば、生き生きとした暮らしへの支援としての効果は十分にあると考えております。これまでにお祝いの手紙、区民の声などを届けていただいた方もいらっしゃいます。よって、多くの方に喜ばれている事業であると認識しているところでございます。

また、区ではこれまでも対象年齢や金額の見直しを行ってきたところでございます。近年では、令和元年に男性の平均寿命が80歳を超えて5年以上経過したということなどから、80歳、傘寿のお祝いを廃止してございます。日本人の平均寿命、年々高くなってきておりますが、令和5年度では、男性が81.09歳、女性が87.14歳となりまして、区が行っている長寿お祝いの一番下の年齢、88歳の米寿は超えていないので、今年度は対象の見直しをする予定はございません。

事務事業評価のC評価による見直しにつきましては、予算削減ありきではなく、政策的な効果も視野に入れているものでございまして、高齢者安否確認事業の中では、今年度より救急代理通報システムの無償化、これも見直しの1つでございます。安否確認のさらなる充実を図るなど、対応しているところでございます。

また、削減による減税の仕組みにつきましては、当課当部が言及するところではございませんが、高齢者施策全体の見直し、それから財源の確保につきましては、区として予算編成の段階で行われているところでございます。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○筒井委員

まず事務事業評価で、これC評価になっているのですけれども、それでも引き続き、この長寿お祝い事業をやる、その理由というものをもう一度教えていただきたいと思えます。

#### ○東野福祉計画課長

先ほども申し上げましたとおり、C評価というものは、予算削減あり、または見直しによる廃止なども含めまして、全体的な見直しを行っていくというような評価でございます。見直しの中には、その事業の効果をもう少し見直した形で、区としての効果がどのような形であるべきかということにつなげていく、そういったことも見直しの1つでございます。この長寿お祝い事業につきましては、区としては、高齢者の方に喜ばれている事業、明日への活力につながる事業ということで、続けていく考えでございます。

#### ○筒井委員

事務事業評価の行政評価シートによると、安否確認ということが主体に置かれているように思われておりまして、敬老の意を表したり、生き生きと暮らし続けることが云々ということは、それは主の目的ではないような気がするのですけれども。そして救急代理通報システムなど、ほかにも様々、見守りという点ではどんどん新しいテクノロジーの発展もありますが、そうした新しい見守りシステムがある中、それは、商品券を渡しに行くことが、それほど見守りということになるのかなと思うのですけれども、その辺りいかがかお考えでしょうか。

#### ○東野福祉計画課長

この事業でございますが、もともとが商品券をお渡しする、お祝い品をお渡しするというものを、民

生委員を通じて行っておりました。民生委員がこの長寿の方に接する機会の1つとして行っていたという側面もございますので、見守り事業という中に位置づけてきたものでございます。

近年、コロナなどの状況によりまして、郵送方式によることも行っておりますけれども、見守り自体は有効な、効果的な事業だと考えてございます。

#### ○筒井委員

見守りもいいのですけれども、あと、そもそもこれ、88歳米寿、卒寿90歳、白寿99歳、100歳、その年齢をかなりの密度で設定していますが、では、例えば89歳の人はどうするのだとか、白寿と卒寿の間の99歳から90歳の間の人はどうするのですかと、いろいろそうした状況が起きてくると思うのですけれども、その辺り、見守りという点ではどうなのか。その点お聞きしたいと思います。

#### ○東野福祉計画課長

今委員からお話がありました、間の年齢のところというところでございます。こちらは、日本古来より節目節目というところの概念から出てきているものですから、それぞれに白寿や傘寿など、名前がついているものでございます。このところの間の方につきましては、当然何もしないというわけではなく、高齢者の見守りとしましては、先ほどの救急代理通報システムや、それから町会、企業による見守りネットワーク、こういったものを活用しているものでございまして、何もしていないというわけではございません。

#### ○筒井委員

ということであれば、逆にそのお祝い事業をやる必要もないのかなということもありますし、逆にこの対象に、白寿、卒寿、米寿の対象になっていない人、例えば90歳、99歳から90歳の間の人、89歳の人はこの商品をもらえないということになってしまい、高齢者間での不公平感のようなものが出てしまうのではないかなと思うのですけれども、その辺りいかがお考えでしょうか。

#### ○東野福祉計画課長

逆にという意味がちょっとよく分からないのですが、高齢者間の世代につきましては、この節目節目の年代につきましては公表しているものであり、区民の皆さん全員がご存じだというように捉えております。高齢者間、その節目節目という部分で見ますと、その年代に到達することで、毎年ではないのではございますが、お祝い品をもらえる、そういったところの希望にもつながってくる、来年は私がもらえる年だねなどというようなことも、高齢者間の中でお話が出てくるということも聞いたことがございます。そのような意味では、特に不公平ということではなく、その年に達しましたらお祝い品をお送りして敬うというようなことは、続けていく所存でございます。

#### ○筒井委員

そうですね。実際もらえない人も出てくるのかなと思いますし、その辺どのようなお考えをその高齢者の方が持っているかということなのだと思いますけれども、いずれにせよ、わざわざ見守りのために商品券を渡しに行く、敬老の意を示すということが、それをわざわざ、そもそも行政がやるべき話なのかということもありますし、各ご家族、親族でやっていただくべき話なのかなと思いますし、先ほどの一般質問でも石田しんご議員からもお話ありましたが、やはり少子化対策として可処分所得を上げなければいけない、本当に経済を高めなければいけないと。特に現役世代の可処分所得を上げていくということが大切になっているという中、そこをわざわざ行政が商品券を渡しに行くというような、その余裕というものがあるのかなと思っております。そうした直接的な、商品券を渡しに行くなどではなくて、もう少し特定のピンポイントな、そうしたお渡しではなくて、もっと幅広く面的な高齢者福祉のサービスをより

拡充していく、本当に少ない財源の中、今後ますます少子高齢化が進んでいく中、もう少し賢く税金を使っていく、無駄なところはなくしていったって、より効率的なところにやっていくということが必要なと考えております。つまり、一方で少子化対策をやらなければいけない、子育て対策をやらなければいけないという中、やはり高齢者福祉と少子化対策、子育て政策のバランス、もう一度取っていくリバランスが必要かなと考えております。ですから、今回この請願者の方は、まず1つの例としても、そのような意味としても出されたと思いますけれども、そこまで今後余裕がだんだんなくなっていくということから、しっかりと無駄なく税金を使っていくということで提出されたという考えだと思っております。

では、ほかの自治体はどうかといいますと、神戸市でも長寿祝い金支給事業というものは廃止しておりますし、横浜市も廃止しております。新宿区、大田区でも一部廃止、予算の削減、静岡市、浜松市でも同様のことが起きているので、もうそろそろ品川区としても、そうした、今私が述べたような考えに基づいて、削減ないし見直しということを行っていただきたいと思いますと考えております。

また、引き続きやるにしても、先ほど80歳はもう廃止をしたというご答弁があったのですけれども、少なくとも、では100歳以上に限るなど、どんどん範囲を狭めていかないと、中長期的に余裕がなくなっていくのかなと思いますし、人生100年時代と言われている状況ですから、どんどん支給するのだったらもう少し条件を厳しくしないと駄目かなと考えているのですが、その辺りいかがなんでしょうか。

#### ○東野福祉計画課長

何点か質問をいただいております。行政が行うべきか、余裕があるかという部分でございしますが、区民から預かった税金を必要なところに使っていくという考え方からすると、この事業の効果はあるということから、外せない事業であると考えております。

余裕があるかどうかという部分につきましては、区の財政事情から考えましたら、この辺の予算削減をしてまで逼迫しているような状況ではございません。

他区の事情につきましては、他区のそれぞれの考え方があると思われまます。

高齢者福祉の拡充につきましては、少子化対策も併せまして、区としては十分な、両方十分な対策を取っている、それに対する区の税金のほうも使っているという状況でございます。

範囲を狭めてというところではございますが、当初お話ししたとおり、見直しするべきところは見直すというところで、長寿命化のところの範囲を超えてくれば、それは見直しの対象と考えているところではございます。

#### ○筒井委員

80歳廃止をしたということ、そうした実績というか、こともあるので、もうこれから確実に、2025年問題などもありますし、これがどんどん高齢者は増えていくので、もう切りがなくなってしまうので、縮小の方向へぜひ見直しを行っていただきたいと思いますと考えております。

また、高齢者福祉事業も、商品券を渡すなどではなくて、もう少し全体的に高齢者の皆さんが安心してできるような、誰でも受けるようなサービスなどにしておいたほうがいいのかと考えておりますので、ぜひ見直しを行っていただきたいと思いますと考えております。

また、社会福祉協議会も同じような、同様のことをやっているのですけれども、逆にこちらのほうにもう任せてしまうなど、そういった考えもあると思うのですが、その辺りいかがお考えでしょうか。

#### ○東野福祉計画課長

品川区の社会福祉協議会は品川区社会福祉協議会、区とは独立した団体というところで、高齢者に対

するサービスというところで行っているものでございます。それぞれ考え方のすり合わせをすることはできるかと思いますが、それぞれの、区としての立場、社会福祉協議会としての立場、それぞれが尊重されるべきだと思っております。

#### ○筒井委員

繰り返しになりますけれども、やはりもう少し効果的な税の使い方ということを考えていただいて、こうした陳情が出てくるということは、いかに現役世代の方が税負担、社会保障の負担に苦しんでいるかという表れだと思いますので、ぜひその辺り、現役世代の可処分所得を上げる、そして、ひいてはそうしたことが少子化対策にもつながっていきますし、無駄な事業はどんどん減らして行って、効果的に税配分を行っていく。そして、さらにもっと進んでいくと、減税ということもありますので、そうしたことは先ほど言ったように可処分所得を上げて、そのような少子化対策などにもつながっていきますので、ぜひそうした考え、こうした陳情が出てくるという現状も、ぜひ品川区としては考えていただきたいのですけれども、その辺り、このような状況を見てどのようにお考えになるのでしょうか。

#### ○東野福祉計画課長

可処分所得を上げていくこと、それから現役世代が税負担が負担になっているというような現状は、私のほうも存じているところでございます。そのために区として様々な政策を立てて、区民に対しての還元を行っていくというところから考えると、高齢者福祉、または少子化対策、そういったところは区としての命題だということに捉えております。私ども福祉部門といたしましては、高齢者の福祉につきまして、区民が望んでいるような福祉政策を最大限行っていく考えでございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○鈴木委員

先ほど事務事業評価の中では見守りというところでは言っているのですけれども、この長寿お祝い事業実施要綱からすると、高齢者の長寿を祝福して敬老の意を表するというものが目的なのです。そのようなことなので、何というのですか、見守りだったら有効ではないのではないかと筒井委員は言われますけれども、この目的というものは、高齢者の長寿のお祝いなのです。長寿のお祝い。それで高齢者は、特に今の米寿から100歳を超える方というものは、もう本当に戦前から戦中、それから戦後、もう本当に苦勞して、やはり今の社会を築いてこられた方だと思うのです。特に大変苦勞されているというところがあると思うのですけれども、そのような高齢者に対しての長寿を祝う、そして敬老の意を表するということは、何というのですか、人類の社会の中で、私は当然そのようなものというのは必要なのではないかなと思いますし、そのような温かい社会であってほしいなと思うのです。その辺も長寿を祝う、それから敬老の意を表する、そのようなものを区が行うというようなことは、当然というか、そうあっていただきたいし、続けていただきたいなと思うのですけれども、この長寿のお祝い、敬老の意を表するということでは、筒井委員はどう思われるのでしょうか。

#### ○筒井委員

当然私も敬老の意を表するということは大事だと思います。それをわざわざ行政がどこまでやるかと、今度はレベルの、程度の話になってくると思いますので。

#### ○鈴木委員

私はもう本当に幾らかということは、この間の報告でありましたけれども、あれです。米寿で5,000円です。それで卒寿で7,000円、白寿で1万円、100歳で3万円、そして100歳以

上で1万円にまた下がってしまうのですけれども、それはそれほど莫大ですかという、本当にこれくらい品川区がささやかなお祝いとしておめでとうございますという、そのような気持ちを表すということは、それくらい私は、もう本当に何か、何というのですか、もらったほうも、ああ、お祝いしてもらったのだという温かい気持ちになるではないですか。そのようなものまで廃止しましょうという、そのようなことでいいのかなという思いがします。

それと、ここで言われていることは、現役世代の方の税金や社会保障の負担増というものは過去最悪で、可処分所得が減って少子化を促進しているということは本当にそのとおりだと思うのです。けれども、それを高齢者が、高齢者のお祝い事業に行っているというようなところに、何というのですか、そこを対立させていくという、その考え方が私はちょっと違うのではないかなと思うのです。この高齢者も本当に大変な状況だと思うのです。年金はずっとこの間下がり続けていますし、窓口負担は増え続けていますし、介護だって、もうどんどん負担が増えて、本当にこれから介護も、しっかりと必要な介護を受けられるかと、そのような状況にあるではないですか。賃貸の高齢者の方などは本当に大変な状況というものがあると思うのです。そのようなところに、何というの、これが若い人たちの手取りを減らして少子化の原因なのだというような、そのような形での、この若い世代の方と高齢者を分断するような、このような考え方というものは少し違うのではないかなと私は思うのです。

高齢者だって、私も高齢者ですけども、初めから高齢者だったのではないのです。若いときもあって、本当に頑張って働き続けてきましたし、それからあとは、若い人だっていつまでも若いままにいるわけではなくて、やがては高齢者になるし、高齢者になったときにすごい不安だということが今の若い人たちからも出されているわけです。だから、高齢者になって本当に長寿を祝ってもらえる、それで安心の仕組みをつくるということは、若い人たちにとっても願いでもあるのではないかなと思うのです。それを高齢者にお金が使われているから自分たちが大変な思いなのだという、そのようなことで分断をするような考え方というものは、私はちょっと改めていただきたいなという思いがしています。もっと本来どうあるべきなのかというようにところで考えることが必要なのではないかなと思うのです。なぜこのような状況になっているのかといたら……。

〔「いつもと逆の話をしているから説得力がないのだ」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

静粛に。

#### ○鈴木委員

いやいや、その辺のところはちょっと議論してもいいかなと思うのです。本当に、どうあるべきなのかという、そのようなことは、やはり本当に消費税を増税したり、累進課税のところの問題だったり、本当に大企業の法人税を減税して内部留保だけは今どんどん増えているという、そのような問題があるわけです。そのようなところに目を向けずに、本当に大変な状況になっている高齢者のところに目を向けて、ささやかな、米寿のお祝い、もう本当に100歳になった、おめでとうございますと。いいではないですか、このようなものは本当に必要だと思います。このような社会というものは、そのようなことなので、ちょっとその辺のところは皆で、私はそのようなものを共有したいなというような思いがしています。

#### ○筒井委員

鈴木委員のおっしゃることは本当によく分かりますし、おまえもいつか高齢者になるだろうと。高齢者の生活が大変だということは、それは事実だと思いますし、やはり分断にならないようにすることは

大事ですし、全体を底上げするような、高齢者世代も現役世代も、全体の環境をよくするということが非常に大事なかと考えてはおります。

そうですね。ただ、その高齢者福祉の担い手が現役世代なので、やはり今の現役世代の方からしたら、非常に負担を押しつけられているという、その不満もたまっているということも事実かと考えております。ですから、高齢者福祉、高齢者福祉サービスの拡充ということはいいのですけれども、やはり直接的に、露骨に商品券というものを渡すという行為に、たまっていた不満が一気に、それによってより噴出してきたのかなとは考えております。ですから、ぜひ今後、いかに日本全体、高齢者世代、現役世代、分断を招かず、全ての世代がよくなっていくということを考えなければいけないかと考えておりますしこの請願が、ある意味たたき台になったのかなと思いますので。ということで、ひとつ私としては今の意見です。

#### ○鈴木委員

今の現役世代が高齢者を支えるという、そのようなところなのですけれども、もう本当に何か、65歳以上の人は全員若い人に支えられているという、そのようなことでよく言われているのですが、実際は高齢者がもう本当に今働いています。もう全体の高齢者の4人に1人は働いていますし、70代以下の69歳までの人だと、2人に1人は働いているのです。私たちも働いていますけれども。そのようなことで、全員が全員高齢者を支えているという、そのようなところも、実際問題違うのではないかなというようなことはちょっと申し上げておきたいと思います。

#### ○松永委員長

意見でよろしいですか。

では、ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○ひがし委員

様々議論がされていると思うのですけれども、高齢者の方々から、この陳情が出たときに意見を幾つかいただきまして、品川区が子育て施策、若い方々の支援を進めていることはとてもありがたいことだとおっしゃっていました。これからは担う若者のために支援、政策が進んでいることはとてもいいことだけれども、ただ、今回のように高齢者のお祝い事業を減らすのは違うのではないかなというようなご意見や、前回、令和元年に見直しされたときにも一定話題になったようなのですが、80歳のお祝いがなくなってしまったことが、ちょっと切り捨てられたような感じがして寂しかったというようなお話もいただいています。ただ品川区、様々高齢者の施策を進めているということですし、今回も課長から力強くお祝い事業を続けていきますというようなご答弁があってうれしく思っています。実際に見守りにつながった事例や、お祝いをした方々のお声というものが、どのようなものがあるのかなということは改めて聞かせていただきたいと思います。

#### ○東野福祉計画課長

ありがとうございます。先ほども紹介させていただきました、お礼の手紙などをいただいてありがとうございます。その手紙の内容、今手元にはないのですけれども、やはりお祝いをいただいてうれしかった、家族と一緒にそれで食事に行きました、これからもよろしく願います、区政を支えていってくださいというような内容の手紙でございました。私も、やはりそれを見たときに、ああ、この事業というものはすばらしい事業なのだなというように、改めて認識をしたところでございます。そのほかにも区民の声などで、メールなどでもいただいているというところがございます。多くの方がお礼の連絡をいただいたというところでございます。

見守りの事例でございますが、先ほどもお話しさせていただきました。民生委員がふだん見守りで行けないような方、見守りを拒まれているような方もいらっしゃいます。その方のところに長寿のお祝いをお持ちになったときに、あっ、区ではこのようなことをやっているのですね、では見守り、近いから来ていただければと思いますということで、見守りにつながった事例もございます。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。今のお話を聞くと、見守りという観点からも、また敬老の意を示すということも、きちんと目的は達成できているのではないかなと思いました。

あと高齢の方々からの声ということもすごく大切で、私も先日看護師時代の仲間から連絡をいただいて、高齢者の方が生活リズムセンサーというものをご自宅に置いていて、冷蔵庫が使えなかったときに通報が行って、それで日射病で倒れているのを発見されたというところで、品川区の制度を使ってそういうのを導入をしたということで、すごいお礼を言っていましたということを連絡いただきました。そのような品川区の政策がきちんと高齢の方々にも伝わるということが本当に大切だと思っているので、この事業についても必要性というところをしっかりと区民の方々、若い世代にもお伝えできればいいかなと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○筒井委員

この長寿お祝い事業が高齢者見守りにつながっているということはあると思うのですが、一方で先ほどの高齢者の長寿を祝福して敬老の意を表するというのも目的になっているということで、どちらが……。そもそも請願が出た意味が、この行政評価シートの高齢者安否確認事業に含まれてこれに記載されているから、ちょっと高齢者安否確認ではないのではないかという疑問がこの陳情者もあったのかなと思うので、その辺り、どちらを主として、メインとして捉えているのか、はっきりさせたほうがいいのかなと思います。

#### ○東野福祉計画課長

先ほど鈴木委員のほうからもご紹介があったように、要綱自体は、あくまでもお祝い事業としての位置づけとなっております。先ほどの民生委員を通してのお渡しというところでの見守りという側面もございましたので、現在は高齢者安否確認事業の中に組み込まれているところでございますが、委員がおっしゃったようなところを踏まえて、実際の事業の体系的なところの見直しはしてもいいのかなと思っております。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第12号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○石田（秀）副委員長

本日結論を出す、不採択をお願いをいたします。

理由は、長寿のこのお祝い事業というものは、私どもが考えていることは、これまでの国を支えてくれてきた高齢者の方々に感謝の気持ちを表す御礼の意味もある事業であると思っているので、必要だと思っております。したがって、不採択です。

#### ○若林委員

本日結論を出してください。

高齢者、いわゆる現役世代の皆さん、親、お子さんもいらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、現役世代の親の世代に当たる方々です。現役世代の子ども、それから孫もいらっしゃるかもしれませんが。そのような方々から、こういった高齢者に敬意を表す、慰労をする、このような気持ちをこういった金額で行政から表すということについて、不平や不満を聞いたことは、私はただの一度もありません。また、会派の中でもありません。ぜひその辺は紹介議員の方、藤原正則さんですけども、十分感じて分かっていらっしゃると思いますし、藤原正則さんの属する会派の方々も、それはそのとおりだよねということは、今の質疑の中でも感じました。いわゆる、ただ減税を、いわゆる予算の削減ありき、また、減税のための何か1つの事業をこうやって、何でしょう、言葉が適切かどうか分かりませんが、やり玉に上げて云々ということは、いわゆるこの議会、委員会の中ではあまり適切ではないかなど。いわゆる減税のことを本当に言うのであれば、この委員会では、当然課長もおっしゃられましたように議論もできませんけれども、もう少しというか、広い視野で、様々また議論が必要なかなとは思いますが。

#### ○松永委員長

不採択ですね。

#### ○若林委員

はい。

#### ○ひがし委員

本日結論を出すでお願いします。

請願者のおっしゃるとおり、限られた予算の中で無駄を省くということは必要であると考えます。ただ一方で、ご答弁でも確認できたように、今回の長寿お祝い事業というものは、見守りの観点のほかに、長年社会に貢献してきた方々へ長寿を祝福するとともに、敬老の意を表すという目的をしっかりと果たしている大切な事業であり、誰も取り残さない社会を実現するためにも必要な事業であると考えますので、今回の請願には沿いがたいと結論させていただきます。

#### ○鈴木委員

結論を出すということで、不採択をお願いしたいと思います。

本当に高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表するということがすごく大事なことで、なくすということは絶対するべきではないと思います。この請願者が言われるように、現役世代の方の負担が重くて、可処分所得を増やす、そして少子化を解決していくということは本当に大事なことだと思いますけれども、それを高齢者に向けて分断をするような、そのようなやり方というものは違うと思いますし、もっと税の在り方など、大本のところこそ目を向けていただきたいと思っています。

#### ○筒井委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

高齢者安否確認事業の中に長寿お祝い事業というものが含まれているという話が前提で、先ほど課長

はその位置づけの見直しを検討していくかもしれないということをおっしゃられましたけれども、今のこの現状の高齢者安否確認事業として長寿お祝い事業を入れていくということは、ちょっと効果が不明確な点もあるのかなという点と、先ほど来述べましたとおり、やはり現役世代と高齢者世代の給付と負担のバランスというものももう一度考えていくべきではないのかなということで、採択をお願いします。

#### ○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

様々議論ありまして、現役世代の可処分所得を上げていくということは本当にそのとおりだと思うのですが、一方で、厚生労働省の直近の国民生活基礎調査で、生活が苦しいと答えたのは全世帯59%で、これ高齢者とほぼ同じなのです。だから、決して高齢者の生活がよくて、現役世代がすごい厳しいとは言えないと感じていますし、とある調査では、単身高齢者の貧困率は44.1%、単身の高齢女性に、すみません、単身高齢者の貧困率が20%で、単身高齢者女性の高齢者の貧困率は44.1%というようにある調査であるぐらい、やはり高齢者だから生活が優遇されている、現役世代だから非常に厳しいというわけではなく、今全体的にやはり厳しくなっていると思っておりますので、高齢者だけ、この事業だけを切り取って削減ということは今の現状に合わないと思いますし、やはりこれまで日本を支えてくれた高齢者の方に敬意を表するというは、非常に大切なことであると思えます。私も知り合いのといえますか、高齢者の方にお話を伺ったところ、非常に喜んでいる声も実際聞いておりますので、そして職員の励みにもなる、手紙をもらったりする、お礼をいただくということで、そういったことが職員にとっても非常にいいことだと思っております。

ただ、やはり安否確認という名称の、行政評価シートなどでも小規模事業のところとなっているので、それはちょっと、やはり分かりにくいというか、誤解はされやすい、安否確認とは少し違うのかなというところはあるので、その辺は今課長のご答弁ありましたとおり、少しその辺見直しというか、考えられていることは、ぜひそれは進めていっていただきたいとは思っています。

#### ○松永委員長

それでは、本請願につきまして、結論を出すというご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方にご意見を伺いましたので、本請願につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第12号、「長寿お祝い事業」の予算削減を前提とした見直し、及びその削減予算分の減税に関する請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

## 1 議案審査

(3) 第75号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出等 厚生委員会所管分）

### ○松永委員長

次に、再び予定表1、議案審査を行います。

(3)第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出等 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○東野福祉計画課長

それでは、第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算、福祉部の所管分からご説明を申し上げます。

補正予算書14ページをご覧ください。上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費につきましては、2列右の728万6,000円を追加し、27億1,870万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、右側15ページに参りまして、高齢者安否確認事業といたしまして、災害時自動安否確認システムの委託料ほか、合計728万6,000円を補正計上するものでございます。

次に、4目高齢者福祉費につきましては、86万1,000円を追加し、79億9,386万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、右に参りまして、福祉人材確保・定着事業といたしまして、介護支援専門員法定研修受講料支援金として、86万1,000円を補正計上するものでございます。

次に、5目高齢者地域支援費につきましては、133万2,000円を追加し、11億5,734万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、高齢者活動支援事業といたしまして、加齢性難聴サポート用イヤホン等購入費として、133万2,000円を補正計上するものです。

続きまして、補正予算書の22ページをお開きください。上段の荏原特別養護老人ホーム等大規模改修工事に係る債務負担行為の追加6,840万円につきましては、この後、荏原保健センター大規模改修工事分と併せまして、健康推進部よりご説明させていただきます。

続きまして、補正内容の詳細、福祉部分につきましては、資料に基づいて、所管課長より順にご説明をいたします。

最初に福祉計画課資料をご覧ください。災害時自動安否確認システムにつきましてでございます。

昨今の地震の頻発化や大規模化、南海トラフ地震臨時情報の発令、異常気象による大雨災害等によりまして、災害に対する備えや対策の必要性が高まっているところでございます。そこで、区では、今回予算計上いたしました災害時自動安否確認システムによりまして、災害時の迅速な情報提供を行うとともに、安否確認を強化いたします。

このシステムは、災害情報が発令された際、事前登録された要配慮者の電話番号に区からの情報と安否確認を一斉発信いたします。電話を受けた要配慮者は、自動音声ガイダンスに従い、「はい」や「いいえ」など、簡易に音声で回答をいたします。その音声回答はAIによってテキストデータに変換されまして、「閉じ込め」や「けが」、「歩けない」のようなワードが含まれる際は緊急性ありと自動的に判断し、色つきで表示されるなど視覚化され、迅速な支援へつなぐことが可能となります。対象者ですが、当課で行っております高齢者救急代理通報システムの利用者約920世帯のうち、事前登録の同意

を得られた方から適用を考えております。

スケジュールですが、来年3月の試行運用開始に向けまして、11月からシステム開発を始めてまいります。

補正予算額、合計で728万6,000円でございます。

#### ○菅野高齢者福祉課長

それでは続きまして、私のほうからは介護支援専門員法定研受講料支援金の創設についてご説明いたしますので、資料のほうをご覧くださいと思います。

1、目的です。介護保険サービスを利用する際に、ケアプランを作成する介護支援専門員、ケアマネジャーの不足が深刻化しつつあります。そこで、ケアマネジャーが働きやすい環境を整えるため、受講が義務づけられている法定研修の受講料を負担するものです。

2、内容です。区内介護事業所が所属するケアマネジャーが受講する法定研修の受講料を負担した場合に費用の一部を支援するもので、都は、同じく費用の4分の3補助を実施するため、区は残りの4分の1を補助するものです。

3、予算額は記載のとおりです。受講料は研修の内容によって異なるため、それぞれの研修の想定受講人数から区補助平均額を算出し、こちらの金額のほうは積み上げて出しております。

4、今後の予定です。補正予算の議決後、11月に対象事業所へ周知し、交付申請の受付を開始予定としております。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私より、高齢者地域支援課の所管分、加齢性難聴サポート用イヤホン等購入についてご説明をさせていただきます。資料をご確認ください。

1の経緯でございます。高齢者のフレイル予防における社会参加活動や地域交流を促進するため、耳の聞こえに関する普及啓発を所管として行っているところですが、耳が聞こえづらい高齢者等が来庁した際の窓口等でのコミュニケーション支援を目的に、サポート用イヤホン等の購入をするため、令和6年度予算の補正を行うものでございます。

2番の内容でございます。1点目、軟骨伝導イヤホン35台を購入するための経費を計上しております。設置場所といたしましては、福祉計画課、高齢者福祉課、生活福祉課および暮らし・しごと応援センターの福祉部各課窓口、なお、高齢者地域支援課と障害者支援課につきましては、7月に城南信用金庫様から寄附いただいた2台を既に設置しているところでございます。それから②としまして、在宅介護支援センター20か所、③としまして、支え愛・ほっとステーションの6か所、こちらは荏原第一、荏原第四、大井第一、大崎第一、品川第一、八潮地域センターの支え愛・ほっとステーションを予定しております。それから、および総合窓口にも、各課への貸出し用として5台を予定しております。合計35台を予定しております。2点目、周知のための案内チラシ・ポスターの印刷代を計上しております。3点目、衛生的に使っていただくためのイヤホンケア用品として、除菌シートを計上しております。

3の補正予算額でございます。補正予算額は133万2,000円でございます。金額の内訳は資料のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

#### ○若生健康課長

続きまして、令和6年度品川区一般会計補正予算のうち、健康推進部所管分について、概要のほう説明させていただきます。

補正予算書の説明書にお戻りをいただきまして、22ページをお開きください。こちらが債務負担行為の追加に関する調書でございます。このうち1行目、失礼しました、荏原保健センター等複合施設大規模改修における建築工事等におきまして、インフレスライド条項の規定による工事契約の変更がございまして、それに伴いまして、債務負担行為額の追加を行うものでございます。表の1行目、荏原特別養護老人ホーム等大規模改修工事につきましては、限度額を6,840万円追加ということになりました。右のページ、期間は令和7年度から令和8年度、金額につきましても、同様に6,840万円を、失礼いたしました、6,840万円を追加するものでございます。財源の内訳は、全額一般財源となります。

次にその4行下、荏原保健センター大規模改修工事につきましては、こちらは限度額を2,527万円追加するものでございます。右ページ、期間については令和7年度から令和8年度、金額につきましては、2,527万円を追加になります。右側一般財源、こちら財源内訳についても、全額一般財源となります。

以降、詳細につきましては、担当理事者より説明いたします。

### ○三ツ橋荏原保健センター所長

第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分）、荏原保健センター等複合施設大規模改修における工事契約の変更について説明させていただきます。資料をご覧ください。

1、経緯でございます。荏原保健センター等複合施設大規模改修における建築工事等において、賃金等の変動に対する工事請負契約条項第25条第6項、インフレスライド条項の規定により、請負者より契約金額変更の請求があったため、令和7年度から令和8年度の債務負担行為額の追加を行うものでございます。

2、契約の相手方および契約日でございます。こちらは記載のとおりでございます。

3、契約期間でございます。令和5年7月12日から令和8年4月30日でございます。

4、補正内容でございます。表の一番下の行にありますように、今回の補正額は、工事費9,367万円でございます。内訳は、荏原保健センター分が2,527万円、荏原特別養護老人ホーム等が6,840万円でございます。なお、資料に記載はございませんが、工事契約の増額の変更に伴う工期の変更はございません。

### ○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

### ○鈴木委員

まず、災害時の自動安否確認システムなのですけれども、救急代理通報システムの導入世帯の919件のところで登録で同意を得ていくということなのですが、どれぐらいの方が想定される人数なのか、ちょっとその辺想定されている人数があったら教えていただきたいということと、これ来年の2月までシステム開発ということなのですけれども、システム開発というものはどこがやる、どこか事業所というのか、どこがシステム開発をするのか、それからあと、ランニングコストはどれぐらいになっていくのか、伺いたいと思います。

それからあと、介護支援専門員の受講料支援金というところなのですけれども、これは本当にお金もかかるし、時間もかかるし、すごく大変だというお話を伺っていましたので、この支援ができるということはすごいよかったなと思っているのですけれども、ケアマネジャーは多分5年ごとに更新というこ

とがあると思うのです。主任ケアマネジャーも5年ごとの更新ということになるのかなと思うのですけれども、このケアマネジャーの研修の中身というものが、ケアマネジャーの5年ごとの更新と主任ケアマネジャーの5年ごとの更新のほかに、試験は通ったけれども、実際に仕事につくまでの研修のような、そのようなものも入るのか、ちょっとその研修の中身がどのような種類があるのかを教えてくださいと思います。

それから、実際に今ケアマネジャーで働いていらっしゃる方というものは、品川区内で何人くらいいらっしゃるのか、主任ケアマネジャーも合わせて人数を教えてくださいと思います。

取りあえず以上、お願いします。

#### ○東野福祉計画課長

3点ご質問いただいております。まず想定人数でございますが、救急代理通報システムに登録ある920人のうち、土砂災害区域にいらっしゃる方が約100名ほどいらっしゃいます。まずはその方々に照準を当てていきたいと思っております。同じように、陸前高田市が全国で導入しているのですけれども、陸前高田市も100名程度の方が今対象になっているということを聞いておりますので、同じぐらいの規模で始められればなと思っております。

システムの開発でございますが、こちらはNTTがこのシステムを持っておりますので、NTTのほうと連携しながらやっていきたいと思っております。

ランニングコストでございますが、実は想定する人数によりまして、ランニングコスト、大分変わってくるというように聞いております。もちろんコアな部分はあるかと思いますが、現在来年度予算の見積りのほうも、併せて取っているところでございます。金額のほうはまだ出ておりません。

#### ○菅野高齢者福祉課長

ケアマネジャーの研修の支援についてのご質問についてお答えさせていただきます。

この研修なのですけれども、資料についてはここに1例しか書いていなくて、受講料4万4,600円となっております。こちらについては、研修が受かった後実務につくまでの実務研修のところと比較的高かったのも、あと人数が多いので、表示させていただいております。委員がおっしゃったように、通常5年ごとの更新なので更新研修と、あとは主任ケアマネジャーになるときの研修、あと主任ケアマネジャーを更新するときの5年ごとの研修のほか、しばらく実務から離れていて、ケアマネジャーに従事するための再研修という部分についても、法定研修のメニューの中に入っておりますので、そちらの中に一応見込んで含んでおります。

区内のケアマネジャーの人数というところで、正確な数はちょっと足し上げていかないとということはあるのですが、大体250人近くはいるのではないかなと見込んでおります。

#### ○鈴木委員

ありがとうございます。あと主任ケアマネジャーの人数も分かったら、ちょっと教えていただけたらと思います。

あと、加齢性難聴のサポート用イヤホンについてなのですけれども、これ今のところ、福祉部の各課と在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションということなのですが、何かもう2台あって、結構効果が確認されて、これだけ拡大をするということだと思っております。けれども、難聴の方がこのような便利なものがあると、本当に、何というのですか、スムーズにコミュニケーションが取れて、本当によくなっていくのかなという思いがするのですが、もしもまたこれ、35台購入して、これが当たり前のように使って効果があるということになったら、さらに地域センターや、ほかのいろいろな窓口があ

と思うのですけれども、そのようなところに拡大するということにもなっていくのか、ちょっとその見通しもお聞かせいただけたらと思います。

それからあと、35台でこの金額ということなのですから、1台あたりは幾らになるのかも教えていただけたらと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

主任ケアマネジャーの人数ということで、こちら今回の補正予算を立てるに際しての想定人数としましては、85名程度ということで試算させていただいております。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

軟骨伝導イヤホンの今後の見通しということでございますけれども、まず、地域センターにつきましては、支え愛・ほっとステーションと併設というか、中に入っておりますので、兼用で使っていただくような形で考えてございます。ほかへの展開というところでございますけれども、この35台、一応検証を含めてというところで、アンケートを利用させていただいた方にも実施しながらやっていきまして、そちらの状況等を考慮しまして、今後の展開というものを考えていきたいと思っております。

それから1台当たりの単価でございますけれども、一応見積りでは1台あたり3万4,100円を予定しているところでございます。

#### ○鈴木委員

ありがとうございます。本当に便利な、このようなものでコミュニケーションがスムーズに取れるということであれば、アンケートもしていただくということですので、今後拡大というようにところでしていただけたらと思います。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○若林委員

では1点だけ。加齢性難聴のサポート用イヤホン、ありがとうございます。第2回定例会で会派から要望させていただいて、城南信用金庫に続いて区でも独自に購入されるということで、大変に評価しております。

ちょっと先ほど書き切れなかったので、支え愛・ほっとステーションの荏原第一とか何とかと、そこをもう少し、もう1回確認をさせていただいて、全部のステーションではなさそうなので、ここ、どのような考え方で、そのような配置にしたのかの、そこだけ確認させてください。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

まず、支え愛・ほっとステーションの配備箇所6か所でございますが、改めて申し上げます。荏原第一、荏原第四、大井第一、大崎第一、品川第一、八潮地域センター内にあります支え愛・ほっとステーションの6か所を予定しているところでございます。この考え方でございますが、先ほど申し上げたとおり、今回効果検証も含めての配備ということでございますので、まずは高齢者の方が多く訪れる支え愛・ほっとステーションということで、こちらの6か所に配備を予定しているところでございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○やなぎさわ委員

お願いします。まず介護支援専門員の件なのですから、こちら、区内介護事業所が所属する介護

支援専門員というようになっておりますが、現在のところ、どこかの事業所に勤めていないようなケアマネジャー、資格を持たれている方はどうなるかということをお聞きしたいということと、あと、次は自動安否確認システムの件ですけれども、こちら、今後そのようなA Iと一斉発信の機能を組み合わせるといことなのですが、現状は、今どのような運用がされている、こういった運用があるのかどうかということと、されているならどのような仕組みになっているのかということをお聞かせいただきたいことがあります。あと、加齢性難聴のほうなのですけれども、こちら、現在区役所にも設置されて、窓口にも、とは思うのですが、あとこの前のシルバー成年式などでもイベントに出展といたしますか、啓発等も行われたと思うのですけれども、現状この、何ですか、使ってみた方のご意見といたしますか、正直ちょっと、まだこういった骨伝導イヤホン、軟骨伝導イヤホンというものはあまり知名度がないような気もしているのですが、ですから初めて使うというか、窓口で使う方もいらっしゃるのかなと思うので、そういった方のご意見、もし集約できていれば教えてください。お願いします。

#### ○菅野高齢者福祉課長

ケアマネジャーの法定研修の対象についてです。今回のこの事業の目的が、ケアマネジャーの人材確保、定着を促進することを目的としているため、補助対象を事業者というところで限定をさせていただいております。

#### ○東野福祉計画課長

現状の運用というところでございますが、例えばレベル3の高齢者避難の情報が出た場合につきましては、防災無線や、無線の内容をSNS、LINEなどによって届けたり、防災ラジオに届けたりなどという運用をしております。

また、福祉部といたしましては、土砂災害警戒区域にいる方で、避難が必要な避難行動要支援者の方につきましては、直接連絡を取るなどしているところでございます。

#### ○樫村高齢者地域支援課長

軟骨伝導イヤホンのアンケート、お客様のお声というところでございますけれども、まず総合的な満足度というところで、これまで17名の方にアンケートをいただいているところでございますが、5段階評価で5と4の方が17名のうち16名いただいております。1の方が1名といったような内訳でございます。

それから、具体的なお感想としましては、まず「よかった」というご意見でございますけれども、「どの年代でも使用しやすいと感じた」というご意見や、「とても聞き取りやすくてびっくりして、今後も窓口などで活用が進むことを期待している」というお声いただきました。その一方で、こちらは少し重度の難聴の方だったということなのでございますが、こちらが常に補聴器のほうご自分で着用されている方が試しにこちら使ったのですけれども、「音がちょっと認識できなかった」というお声もいただいております。

#### ○やなぎさわ委員

それぞれありがとうございます。イヤホンの件、そして安否確認の件は承知しました。ありがとうございます。

あと、ごめんなさい、介護支援専門員の件なのですけれども、ちょっと要望のような形になってしまっていますが、やはりケアマネジャーの人材確保という、定着を狙っているというところで、そういった資格は持っているけれども使っていないという方も当然、そのような方の掘り起こしというものも大事になってくると思います。ケアマネジャーの仕事を1回辞めた方の転職先の60%が他業種という調査も

あります。つまり、やはり一度ケアマネジャーやって事業所辞めました、次にどうしようか、また同じケアマネジャーやろうか、でもちょっと仕事がついから、割に合わないからほかのところへ行こうといった方が6割いるというように言われております。そういった方が、もしまた何かのきっかけで、ああ、ケアマネジャーもう1回やってみようかなという気になったときに、やはり受講、こういった研修を受けなければいけないと。何十時間もある研修を受けなければいけない、プラスお金がかかるというようになってしまうと、やはりより復職のハードルが高まってしまうと思うのです。さらに言うと、やはりこういった、先ほどいろいろなタイプの研修のパターンがあるということをご提示いただいたのですが、これ全て年に3回なのです。たしか募集が。そのタイミングを逃してしまうと、要はマッチングと申しますか、求人に応募したとしても、ちょっと受講の時間が遅くなってしまいうるか、何か月後が受講になるので、資格を取り直してから再就職となると、半年とか、もっとかかってしまう可能性があって、そうすると、もしかしたら事業所のほうから、いや、今すぐ人手が欲しいから無理だねという感じになってしまったりすることもありますので、このようなすばらしい補助制度ができるということにきっかけに、そういった掘り起こしというのものも、所属していないケアマネジャーへの支援というか、補助も考えていただきたいですし、できればそういった、年に3回しかないという制度というのものも、ぜひ区のほうから、ケアマネジャーなので東京都の資格というか、認定のだと思うので、その辺もぜひ働きかけていただきたいなと思います。もしちょっと受け止めがあれば何か、お願いします。

#### ○菅野高齢者福祉課長

勤めていない方も、ケアマネジャーの掘り起こしということで、先ほどほかの委員からもお話出ましたけれども、やはりケアマネジャーのこの更新研修なども、受講の時間が長いとか、受講料が負担だとか、ただ業務自体が、かなりやはりいろいろな相談を聞くということが重いというようなお話いろいろ伺っております。区としまして、少しでもケアマネジャーが、どうしても介護サービスを、ケアプランつくる上では必要となる人材ですので、確保するためということで、今回このような補正を組ませていただきました。東京都のスキームと、今回は準拠をさせていただきまして、そこに4分の1を上乗せする形で補助を始めさせていただきましたが、委員ご指摘のようなお話も今後注視させていただきながら、事業の在り方は検証していきたいと思っております。

#### ○やなぎさわ委員

ありがとうございます。現場からは非常に、当然歓喜の声と申しますか、感謝の声が上がっているところは、私も通じて感謝申し上げたいと思っておりますので、ぜひそういったことも前に進めていただけたらなと感じております。

あとこれでは、品川区は居住支援手当と申しますか、によって、ケアマネジャー1万円、東京都で1万円プラス品川区ということで、2万円プラスされるということで、もしかしたらこれをきっかけにケアマネジャーへの復職を考える方も、品川区で増えるかもしれないというチャンスではありますので、ぜひよろしく願いいたします。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○ひがし委員

1点、加齢性難聴のサポート用イヤホンについて、ちょっと確認させてください。今回導入されるものは軟骨伝導イヤホンということなのですが、多分ほかにも今開発が進んでいる中、骨伝導イヤホンなどもあつたりすると思うのですが、耳にかけるだけで音が聞こえるというようなものがあって、

品川区、この間シルバー成年式のときに私はアンケートも書かせていただいて、使用させていただいたのですが、耳にはめるような形のものでコードがつながっているものを使用していたと思うのですが、いろいろと機械が開発されている中で、今回この軟骨伝導タイプを使用するという結論に至った経緯というところを聞かせていただければと思います。

#### ○榎村高齢者地域支援課長

この導入の経緯でございますけれども、まずはやはり窓口のほうで、お客さんとのコミュニケーションを取りづらいといった声が職員のほうから上がってきて、かつ大きな声でお話するとプライバシーの漏れ等につながってしまうというところから、何かそういった改善につながるものがないかということで検討したところでございます。そういった中で、この軟骨伝導補聴器の存在を、他区等で導入しているとか、城南信用金庫で導入しているという事例を聞きまして、検討を始めたといったところでございます。

#### ○ひがし委員

今の質問、ほかにも骨伝導イヤホンとあって、軟骨でなくて、もう1個別のパターンなのですが、このようなものもある中で、多分値段もそれほど変わらないと思うのですが、この軟骨の、しかもコードがつながっているもので、少し値段は上がるかもしれないのですが、コードなしで耳にかけるだけなどのほうが、衛生的にも使用しやすいのかななどということも少し思ったりしたのですが、今回これを導入するに至った経緯、骨伝導などほかのタイプを選ばなかった理由というところが聞けるといいなと思います。

#### ○榎村高齢者地域支援課長

軟骨伝導と骨伝導の違いというところで、こちらの軟骨伝導を取り入れた理由でございますけれども、軟骨伝導のほうが比較的小さいというところと、あと貼り付けるだけでいい。貼り付けるというか、軟骨のところ当てるだけで音が振動して聞こえやすいというところと、あと中にまで、耳の中にまでイヤホンを入れる必要がないので、衛生的だというように、これ一般的に言われているところで、軟骨伝導のほうを選択したといった経緯でございます。

#### ○ひがし委員

ありがとうございます。多分骨伝導のものも耳の中に入れて、ここにかけるだけでいいというような感じなので、使用感的には一緒か、むしろいいところもあるのかなとは少し思います。ただ、使用させていただいた結果としては、すごく声も大きく聞こえますし、比較したときに、骨伝導よりも軟骨伝導のほうの声の調整などができていいよねというようなところが、選ぶところの理由としては挙げられるのかなというように推測されるので、ぜひ検証していただいて、いろいろと開発されていく中でどのものもいいのか、費用対効果も考えながら進めていただければなと思います。要望で終わります。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○石田（秀）副委員長

すみません。1点だけ。質問するのやめようと思っていたのですが、ケアマネジャーのところなのですが、これ東京都がこのような形でやって、上乘せでいいのだけれども、せっかく品川区はケアマネジャーはいい組織ができていますよね、ある程度。そうするとこれ、ケアマネジャーが不足していたとしても、やることの内容によっては、非常にこれならいいよという人も復活してくれるかもしれないではないですか。これは多分、今がちょうどその端境期で、認定をどうするかなど、いろいろなこと

をケアマネジャーなどで取り組まれると思うのだけれども、ぜひそのようなことも考えて、区でこのようにするからとか、ここは上乘せですが、区がこのようにして、そのような認定だ何だとやって、ケアマネジャー全体をよくしていこうというような感じの部分で、ぜひ考えていただきたいなど。それだけお願いだけしておきます。

**○松永委員長**

要望でいいですね。

ほかにご質疑等がございましたらご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○石田（秀）副委員長**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○ひがし委員**

賛成です。

**○鈴木委員**

賛成です。

**○筒井委員**

賛成です。

**○やなぎさわ委員**

賛成です。

**○松永委員長**

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

---

**3 その他**

**○松永委員長**

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委

員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時から開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○午後2時22分閉会